

# お近くの支部へお気軽におたずねください

東京土建一般労働組合・支部事務所一覧

足立支部	TEL 03-5845-5011 FAX 03-5845-5014 〒121-0816 足立区梅島1-2-26	中野支部	TEL 03-3388-5441 FAX 03-3319-1446 〒165-0024 中野区松が丘1-8-4
荒川支部	TEL 03-3892-9131 FAX 03-3892-9381 〒116-0002 荒川区荒川116-3-1	杉並支部	TEL 03-3313-1445 FAX 03-3313-7096 〒166-0003 杉並区高円寺南3-6-2
葛飾支部	TEL 03-5698-1261 FAX 03-5698-1262 〒124-0012 葛飾区立石8-34-4	三鷹武蔵野支部	TEL 0422-47-9101 FAX 0422-47-9104 〒181-0012 三鷹市上連雀7-33-8
文京支部	TEL 03-3827-5561 FAX 03-3827-2068 〒113-0022 文京区千駄木2-23-7	狛江支部	TEL 03-3480-9761 FAX 03-3430-0505 〒201-0015 狛江市猪方3-25-37
台東支部	TEL 03-3876-1966 FAX 03-3875-5965 〒110-0012 台東区竜泉1-15-2	調布支部	TEL 042-484-0505 FAX 042-484-0524 〒182-0017 調布市深大寺元町1-15-1
墨田支部	TEL 03-3614-3806 FAX 03-3614-3808 〒131-0032 墨田区東向島2-11-13	多摩西部支部 (立川市・昭島市)	TEL 042-535-3332 FAX 042-535-3335 〒190-0003 立川市栄町3-29-19
江東支部	TEL 03-3640-2411 FAX 03-3640-2515 〒136-0073 江東区北砂1-11-4	西多摩支部 (あきる野市・青梅市・羽村市・福生市・日の出町・瑞穂町・奥多摩町・松原村)	TEL 042-555-5221 FAX 042-555-5277 〒205-0001 羽村市小作台5-21-6
江戸川支部	TEL 03-3655-6448 FAX 03-3656-0959 〒132-0022 江戸川区大杉2-12-10	小金井国分寺支部	TEL 042-324-5940 FAX 042-326-2094 〒185-0014 国分寺市東恋ヶ窪2-36-32
板橋支部	TEL 03-3963-5325 FAX 03-3962-0392 〒173-0011 板橋区双葉町36-6	府中国立支部	TEL 042-363-6554 FAX 042-363-6847 〒183-0057 府中市晴見町2-15-5
豊島支部	TEL 03-3986-2471 FAX 03-3986-2076 〒171-0021 豊島区西池袋5-22-15	八王子支部	TEL 042-624-4632 FAX 042-624-4691 〒193-0931 八王子市台町2-11-26
北支部	TEL 03-5390-6021 FAX 03-5959-5766 〒114-0002 北区王子1-13-3	日野支部	TEL 042-584-0280 FAX 042-584-0933 〒191-0052 日野市東豊田2-33-10
練馬支部	TEL 03-3825-5522 FAX 03-3825-7547 〒176-0023 練馬区中村北1-6-2	多摩・稲城支部	TEL 042-373-3888 FAX 042-337-0676 〒206-0024 多摩市諏訪1-7-26
港支部	TEL 03-3451-6673 FAX 03-3451-6643 〒105-0014 港区芝2-30-7	町田支部	TEL 042-722-0141 FAX 042-723-6191 〒194-0032 町田市本町田2387-5
品川支部	TEL 03-3783-0471 FAX 03-3783-1063 〒142-0041 品川区戸越5-18-2	小平東村山支部	TEL 042-342-2846 FAX 042-342-2848 〒187-0042 小平市仲町381
大田支部	TEL 03-3731-5527 FAX 03-3735-1537 〒144-0051 大田区西蒲田6-17-4	清瀬久留米支部	TEL 042-473-8751 FAX 042-473-8753 〒203-0054 東久留米市中央町5-10-17
目黒支部	TEL 03-3719-2741 FAX 03-3719-2743 〒152-0002 目黒区目黒本町1-10-26	西東京支部	TEL 042-461-1045 FAX 042-464-3025 〒202-0015 西東京市保谷町6-8-18
渋谷支部	TEL 03-6304-2315 FAX 03-5308-5930 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷2-18-6	村山大和支部	TEL 042-563-3261 FAX 042-564-6547 〒208-0003 武蔵村山市中央3-7-1
世田谷支部	TEL 03-3413-3020 FAX 03-3413-3021 〒154-0011 世田谷区上馬5-34-16		
新宿支部	TEL 03-3362-2161 FAX 03-3362-2289 〒169-0074 新宿区北新宿4-33-9 (2024年5月より)新宿区北新宿1-8-16 1Fへ移転		

東京土建どけん共済会	●〒169-0074 新宿区北新宿1-8-16	TEL 03-5332-3975 FAX 03-5332-3976
東京土建技術研修センター・東京建築カレッジ	●〒170-0014 豊島区池袋1-8-6	TEL 03-5950-1771 FAX 03-5950-1774
東京土建経営センター協同組合	●〒169-0074 新宿区北新宿1-8-16-602	TEL 03-5332-3691 FAX 03-5332-3692
東京土建国民健康保険組合	●〒169-0074 新宿区北新宿1-8-16	TEL 03-5348-2980 FAX 03-5348-2981

<b>みんなの声を実現する東京土建一般労働組合</b> 仲間と寄り添う <b>建設アクション</b> ① 「全面解決」へ <b>建設アセスメント訴訟</b> ① どなたでも加入できます <b>加入の手続き</b> ②	<b>補償のこと</b> 暮らし・仕事を応援 <b>自動車共済</b> ⑩ 家族全員をサポート <b>自転車保険</b> ⑩ 入院・通院から死亡まで幅広い保障 <b>こくみん共済coopの共済制度</b> ⑩	<b>特典いろいろ</b> お出かけしませんか <b>宿泊旅行補助・契約施設</b> ⑤ くらし守る <b>生活支援事業／特典いっぱい どけんファミリーカード</b> ⑦
<b>健康のこと</b> 11万人の助け合い制度 <b>組合総合共済</b> ③ 病状や入院時に魅力発揮 <b>東京土建国保</b> ⑤ 健康第一・安心家族 <b>東京土建国保健診</b> ⑦ 安心して受診 <b>東京土建国保節目健診・特定保健指導・職業病対策・無料歯科健診</b> ⑧	<b>スキルアップ</b> 仕事と営業をグレードアップ <b>資格取得・技術講習</b> ⑭ 新しい時代の建築スペシャリストを育成 <b>東京建築カレッジ</b> ⑮ 資格をしっかりサポート <b>東京土建ATEC・建築士定期講習・管理建築士講習</b> ⑯ 建設業をみんなで支える <b>建設キャリアアップシステム</b> ⑳	<b>たよれる仲間</b> たよれる仲間の集まり <b>青年部／後継者対策部</b> ⑳ 会社ごとにグループをつくり運営 <b>事業所分會</b> ㉑ いつも元気に <b>シニアの会／明るく楽しい 主婦の会</b> ㉒ 今できることを <b>震災復興支援に全力</b> ㉓ 仲間の仕事を応援 <b>仕事の助け合い・住まいの相談センター・設計者の会・住宅瑕疵担保責任保険</b> ㉔ 困ったときは組合へ相談 <b>社会保険の推進による不安</b> ㉕ 業界の常識に <b>社会保険推進の不安解消へ</b> ㉖ 挑戦してみよう <b>法定福利費の計算に挑戦</b> ㉗ 根拠をもって <b>請求・要求へ</b> ㉘
<b>補償のこと</b> 仕事のケガもこれで安心 <b>労災保険・特別加入・雇用保険</b> ⑨ 思いがけない事故をカバー <b>賠償保険・労災上乗せ保険</b> ⑪ 建築士を守る <b>建築士賠償責任補償プラン</b> ⑫ 安心と安さが大好評 <b>どけん火災共済</b> ⑬ 備えて安心 <b>どけん地震共済</b> ⑭	<b>相談したいこと</b> ご相談ください <b>税金・経営・融資・法律相談</b> ㉑ 安心して相談 <b>専門家ネットワーク</b> ㉒ 建設職人にも退職金 <b>建設業退職金共済(建退共)</b> ㉓ たよれる組合 <b>仕事・資金をサポート</b> ㉔ 親身な対応 <b>建設業許可・廃棄物処理</b> ㉕ 組合を通じた仕事のあっせん <b>労働者供給事業</b> ㉖	<b>ベトナム語</b> Công đoàn xây dựng Tokyo được thành lập vào ngày 15 tháng 1 năm 1947. 77 năm trôi qua kể từ khi thành lập, số lượng thành viên hiện tại là khoảng 110.000, từ một hiệp hội công nhân xây dựng đã phát triển thành công đoàn xây dựng lớn nhất Nhật Bản. Công đoàn xây dựng Tokyo giao kinh nghiệm và thành tựu sẽ sẵn sàng tư vấn cho bạn mọi vấn đề rắc rối trong công việc và cuộc sống.
<b>中国語</b> 東京土建一般労働組合は1947年1月15日に結成されました。結成後77年の発展、現在の組織人数は約11万人となり、建設従業者の組合としては日本最大の建設労働組合へと成長しました。 現場労働過程で遭遇する困難、問題、生活面等の相談、ぜひお気軽に東京土建一般労働組合へお問い合わせください。	<b>韓国語</b> 도쿄토건 일반노동조합은 1947년 1월 15일에 결성되었습니다. 결성후 지 77년이 지나면서 현재 약 11만명의 조합원이 되어 일본 최대 건설노동조합으로 성장했다. 현장 귀로에 있어서의 고민이나 문제, 생활 등의 상담은 많은 실적과 경험을 가지는 도쿄토건으로, 꼭 상담해 주십시오.	<b>中国語</b> 東京土建一般労働組合は1947年1月15日に結成されました。結成後77年の発展、現在の組織人数は約11万人となり、建設従業者の組合としては日本最大の建設労働組合へと成長しました。 在现场劳动过程中遇到的困难、问题、生活方面等的咨询，敬请联系具有丰富业绩与经验的东京土建一般劳动组合。

**東京土建一般労働組合**  
 〒169-0074 新宿区北新宿1-8-16 TEL 03-5332-3971 FAX 03-5332-3972

東京土建

# あなたも東京土建へ TOKYO DOKEN

加入のご案内



東京土建と共に  
建設産業の明日を  
創りましょう

東京土建一般労働組合は1947年1月15日に結成しました。結成から77年が経過し、現在の組織数は約11万人となり、建設従業者の組合としては日本最大の建設労働組合へと成長しました。  
現場就労での悩みや問題、生活などの相談は、多くの実績と経験を持つ東京土建へ是非、ご相談ください。

韓国語

도쿄토건 일반노동조합은 1947년 1월 15일에 결성되었습니다. 결성후 지 77년이 지나면서 현재 약 11만명의 조합원이 되어 일본 최대 건설노동조합으로 성장했다. 현장 귀로에 있어서의 고민이나 문제, 생활 등의 상담은 많은 실적과 경험을 가지는 도쿄토건으로, 꼭 상담해 주십시오.

ベトナム語

Công đoàn xây dựng Tokyo được thành lập vào ngày 15 tháng 1 năm 1947. 77 năm trôi qua kể từ khi thành lập, số lượng thành viên hiện tại là khoảng 110.000, từ một hiệp hội công nhân xây dựng đã phát triển thành công đoàn xây dựng lớn nhất Nhật Bản.  
Công đoàn xây dựng Tokyo giao kinh nghiệm và thành tựu sẽ sẵn sàng tư vấn cho bạn mọi vấn đề rắc rối trong công việc và cuộc sống.

英語

The Tokyo General Construction Workers Union was formed on January 15, 1947. 77 years after it was formed, it now has approximately 110,000 member and has grown to become the largest construction workers' union in Japan.  
If you encounter any concerns or problems in your on-site work, or have issues in your daily life that you want to discuss, please consult with the Tokyo General Construction Workers Union, which has an extensive record of success and experience.

中国語

東京土建一般労働組合は1947年1月15日に結成されました。結成後77年の発展、現在の組織人数は約11万人となり、建設従業者の組合としては日本最大の建設労働組合へと成長しました。  
在现场劳动过程中遇到的困难、问题、生活方面等的咨询，敬请联系具有丰富业绩与经验的东京土建一般劳动组合。

11万人の仲間が加入する全国最大の建設労働組合  
東京土建一般労働組合

http://www.tokyo-doken.or.jp



# みんなの声を実現する 東京土建一般労働組合

## 誰ひとりも取り残さない仲間と寄り添う建設アクション!

新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中、「誰一人取り残さない建設アクション」として仲間の相談活動を取り組み2020年4月から2023年12月までで全支部で約3万5000件の相談に対応してきました。相談の内容は物価高騰による生活苦や資材やエネルギー高騰による仕事への影響、インボイスや働き方改革への対応など様々です。困りごとは東京土建にお近くの支部にご相談をください。

皆さんからの相談や意見、要望は自治体に要請し、生活と仕事の必要な支援策など多くの制度が創設されてきました。本部も国や都に対して必要な要請を行っています。皆さん意見を基に要求実現の取組を進めています。



## 建設アスベスト訴訟の「全面解決」へ向けた運動

2021年5月17日、建設アスベスト訴訟において、最高裁は国と建材メーカーの賠償責任を認める判決を下しました。判決を受け、国は私たち原告に謝罪し、6月9日には「建設アスベスト被害賠償給付金法」が成立しました。2023年12月時点で6,199人に給付金の認定が出ています。15年にわたる裁判を仲間の力で勝利しました。しかし、相変わらず建材メーカーは真摯な謝罪と基金への参加協力を表明しておらず、2022年6月7日からは建材メーカーへの訴訟を行なっています。

私たちは、企業も参加する被害者補償基金創設への改正を求めて、全面解決に向け運動していきます。

### <給付金等の支給に関する法律> 2021.6.9成立

#### ①対象者(特定石綿被害建設業務労働者等)

- ・屋内建設作業に従事した者(S50年10月1日～H16年9月30日)
- ・吹付け作業に従事した者(S47年10月1日～S50年9月30日)

#### ②給付金の内容

1	石綿肺管理区分2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理区分2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理区分3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理区分3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	石綿肺管理4、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水のある者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2,4及び5により死亡した者	1,300万円

2023年12月末時点で  
6,199人に給付金の  
認定が出ています

- ・喫煙歴ある者10%減額、ばく露期間が短い者10%減額(石綿肺・肺がん:10年、中皮腫・良性石綿胸水:1年、びまん性胸膜肥厚:3年)

#### ③症状が進展した場合は、差額を支給する

## 賃金引き上げ、公契約条例の制定へ

30年近く日本の賃金は横ばいで、現在の物価高騰をカバーすることはできず、貧困と格差の拡大が進む一方です。自分たちがともに暮らせる賃金、次世代の建設業の未来が明るくなるための賃金を求めて、大手企業交渉などで賃金引き上げ運動に取り組んでいます。

### 公契約条例とは

公共事業で働く労働者の賃金・労働条件の確保と地域業者の振興に向けて、公契約条例を推進。入札価格のダンピング受注や下請単価の切り下げを防止していく仕組みです。2009年制定の野田市を皮切りに、これまでに30自治体が制定しています。

### 公契約を制定している自治体(賃金条項あり) 2023年10月時点

東京都	渋谷区 足立区 千代田区 世田谷区 目黒区 新宿区 杉並区 江戸川区 中野区 北区 墨田区 台東区 多摩市 国分寺市 日野市
埼玉県	草加市 越谷市
千葉県	野田市 我孫子市
神奈川県	川崎市 相模原市 厚木市
愛知県	豊橋市 豊川市
兵庫県	三木市 加西市 加東市
高知県	高知市
福岡県	直方市
三重県	津市

## 組合に加入するには

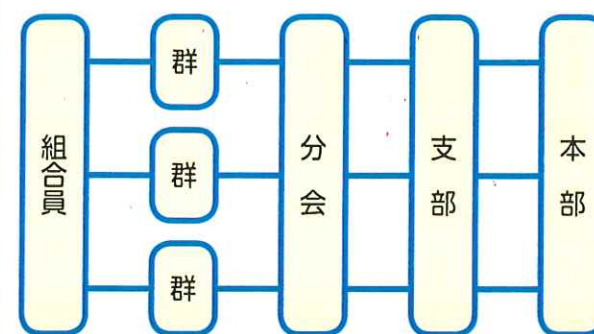
東京土建一般労働組合は、建設産業で働く人であれば、事業主(社長)・一人親方・職人(従業員)を問わず、だれでも入れる個人加入の労働組合です。組合に加入し、東京都内に住んでいる方、または都内の事業所で働いている方は一定の条件を満たす場合には東京土建国保にも加入できます。



## 組合に加入すると

- 組合員は月に一度の「群会議」に参加します。
  - 「群会議」では、まず組合費と土建国保保険料等をおさめます。
  - また「群会議」では仕事や暮らしの情報を出し合い交流を深めます。
- ※組合の主人公は、組合員一人ひとりです。組合は仕事と暮らしの「共通の要求」で団結しています。
- ※組合の豊富な制度や業務を利用することができます。
- ※組合の「規約」と「綱領」は東京土建のホームページでご覧いただけます。

## 東京土建の組織構成図



(全都に約5,700群)(全都に約400分会)(全都に36支部)

東京土建の組織は本部一支部一分会一群という体系になっています。そして、それぞれの会議は毎月定例日に開催されています。

群があつまって、地域ごとに「分会」をつくっています。「分会」があつまって、区や市を単位に「支部」をつくっています。「支部」には、それぞれ事務所があります。事務所には、専任の書記や職員がいて各種手続きと相談をおこなっています。

## 組合加入に必要なもの

- チェック
- 東京土建一般労働組合加入申込書 ※誓約書(サイン)
  - 加入金、組合費、共済費など
  - 東京土建国保に加入する方は上記に加え下記の書類が必要です ※提出を省略できる書類もあります。詳しくは組合事務所にお問い合わせください。
  - ★印の書類はマイナンバー制度における情報連携により提出を省略することができます。
  - 東京土建国保健康保険組合 加入申込書
  - 東京土建国保健康保険組合 重要事項確認書
  - 加入資格確認書類 建設業で働いていることを証明できる業種確認資料です。詳しくは、組合事務所にお問い合わせください。
  - 世帯全員の住民票1通 ★ (交付後3カ月以内のもの・本籍不要・コピー可) ※単身者であっても「世帯全員の住民票」として交付を受けてください。
  - いま持っている保険証のコピー(家族分も含めて) ★ または健康保険の資格喪失証明書
  - 個人番号確認書類・身元確認書類 ※提示をお願いします。
  - 「一部負担払戻金」に対する同意書兼ゆうちょ銀行総合口座届
  - 東京土建国保組合保険料
  - 介護保険料(40～64歳の方)
  - 事業所従事者証明書 ※都外[茨城・埼玉・千葉・神奈川・山梨]居住者の方は、都内の事業所に従事している事の証明が必要です。

## 「厚生年金」と「土建国保」のセット加入!

適用除外承認を受けている人を使用する事業所に新たに雇用された人や、東京土建国保に加入して社会保険適用事業所に雇用された人は、厚生労働大臣の承認を受けることによって、東京土建国保を使いながら、厚生年金に加入することができる場合があります。承認の要件など詳しくは、組合事務所にお問い合わせください。

# 組合加入で保障する様々な制度

11万人の仲間をつくる安心共済—さらに制度充実

組合員が病気やケガで働けないときの助け合い、  
また結婚や出産、家族が亡くなったときなどに給付されます。

## 掛金

組合総合共済は全員加入制で、加入時に60歳未満の人はA型、60歳以上65歳未満の人はS型、65歳以上の人はB型に加入します。

掛金は月額1,005円(A型・S型)、505円(B型)です。毎月支払う組合費等に含まれています。

## 制度一覧(下表参照)

病気やケガで働けなくなったときには、「組合総合共済」から見舞金が給付されます。(型により内容が異なります。)その他、お祝い金や弔慰金もご用意しています。

## 受給資格

組合員になった月の翌月1日からです。  
(ただし「特定疾病」については6カ月経過後の1日からです)

## 受給手続きは

支部事務所または、分会長・群長さんにご連絡ください。  
※1年以内に申請しなかった場合は時効となります。

## 給付金の受け取り

組合員本人のゆうちょ銀行総合口座に振り込みます。  
※その他、本人死亡など所属支部を通じての場合もあります。

## 傷病 2021年4月1日改定

	A型			S型			B型		
	入院	通院 自宅療養	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	通院 自宅療養	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	通院	180日満了
病気給付 1日につき	6,000円	4,000円		3,500円	2,000円		1,500円	1,000円	180日未満
私傷給付 1日につき	3,500円	2,000円	180日満了後 3年待期 60日給付	2,500円	2,000円	180日満了後 3年待期 60日給付	1,500円	1,000円	180日未満
	固定具 装着期間	2,000円		2,000円	2,000円		1,000円		
	腰痛給付	1日3,500円		1日2,000円	1日2,500円		1日2,000円	34日 64日 94日以上	
事故等見舞金	34日以上	10,000円		34日以上	10,000円		34日以上	10,000円	

※B型、S型で加入した人は、他の型に移行できません。A型は給付満了などの理由で、B型に移行できます。  
※病気・私傷・腰痛・事故等見舞金は初回の給付時に待期間4日間が差引かれます。ただし、初日から入院の場合、1日目から給付になります。  
また、労務不能に至ったのが午後や、レジャー等の場合は起算日は翌日となります。

## 慶弔 住宅災害 資格・講習共済 2023年4月1日改定

	A型・S型・B型		
20歳の祝金	20,000円		
結婚祝金	50,000円		
出産祝金	20,000円		
新入学祝金	5,000円の図書カード(小・中学校入学時)		
臓器提供見舞金	50,000円		
死亡弔慰金	本人 100,000円	配偶者 30,000円	家族 10,000円
住宅災害見舞金	全焼壊 大規模半・焼壊 130,000円	中規模半・焼壊 半・焼壊 65,000円	準半・焼壊 一部・焼壊 25,000円
資格・講習共済	3,000円～10,000円		

※資格・講習共済の詳細は次ページ参照。

## 資格・講習共済

### 給付対象資格・講習(一部抜粋)

資格・講習名	東京土建資格・講習共済
一級建築士	10,000円
二級建築士	10,000円
1級技能士	10,000円
2級技能士	5,000円
1級施工管理技士	10,000円
2級施工管理技士	5,000円
登録基幹技能者	10,000円
第一種電気工事士	10,000円
消防設備士甲種種類	10,000円
作業主任者	5,000円
職長・安衛責任者(RA)	5,000円
特別教育等	3,000円
玉掛け技能講習	3,000円

※上記は対象のごく一部です。すべての給付対象については申請書裏面またはどけん共済会ホームページをご確認ください。

どけん共済会ホームページでは、資格・講習名称から給付金額が検索できます。



## どけん生命共済

全労済団体生命共済から引き継ぐ形で2016年6月からスタートしました。組合に64歳以下で加入された方が対象で、組合員である限り資格は継続します。掛金の520円は、毎月の組合費等に含まれています。受給資格の発生は、組合加入から6カ月後の1日です。

## 還元事業

どけん火災共済や自動車共済の契約者の増加により各種制度が実現しています。

75歳以上の組合員が対象	
宿泊旅行費補助	年1回 5,000円 (夫婦で同宿した場合は10,000円)
インフルエンザ 予防接種補助	年1回 2,000円
長寿お祝い	80歳の誕生日にギフトカタログを贈呈

## 若者の資格取得を応援

34歳以下(取得日・合格日・修了日時点)の組合員が資格講習共済の給付を受けるとき、給付金に1,000円を上乗せして給付します。

## 講習は技術研修センターで

東京土建技術研修センター主催の講習を修了して資格・講習共済の給付を受けるとき、給付金に1,000円を上乗せして給付します。



▲ライカ見本

## 全建総連資格取得報奨金

全建総連資格取得報奨制度で指定する対象資格を取得したとき、全建総連から2,000円～10,000円の報奨金が給付されます。資格・講習共済と一緒に申請、併給できます。  
※申請期限など制度の詳細が異なります。詳しくは申請書をご確認ください。

	給付事由	共済金
死亡共済金	組合員本人の死亡	80万円
重度障がい共済金	組合員本人の障がい認定 ※労働者災害補償保険法による1級～3級	

請求期限は死亡脱退から6カ月(重度障がい組合に継続加入している場合は1年)です。

## 安心の医療費払い戻し制度

### 「国保入院共済」

一部負担金17,500円は入院共済金として共済会から戻ります。



- 東京土建国保加入者 全員加入
- 掛金は組合員1人あたり 毎月150円

# 病気や入院時に魅力を発揮

- 魅力1** **入院医療費が戻ります**  
(一部負担払戻金制度)

組合員・家族の入院時の月ごと一診療報酬明細書について  
**一部負担金<sup>※</sup>(保険適用分)から17,500円を差し引いた金額が戻ります**  
※17,500円までの一部負担金は、どけん共済会から戻ります。
- 魅力2** **外来医療費も戻ります**  
(一部負担払戻金制度)

組合員は月ごと一診療報酬明細書について  
**一部負担金<sup>※</sup>(保険適用分)から17,500円を差し引いた金額が戻ります**
- 魅力3** **入院保障も充実**  
(疾病入院給付金制度)

組合員の入院時に(東京土建国保加入後、6カ月経過後の入院)  
1日**3,400円**から**5,400円**の給付  
(連続して5日以上入院で1日目から)
- 魅力4** **窓口負担を軽く**

**出産費、高額医療費、一部負担払戻金**の資金貸付制度
- 魅力5** **保険料は区分ごとの定額制** **8,650円～38,350円**(組合員・月額)
- 魅力6** **無料健診**

**建設従事者に対応した基本健診が自己負担なく受診できます**  
※年度内(4月1日～翌年3月31日)に一度
- 魅力7** **インフルエンザ予防接種**

一律**2,000円**補助(年度内1回)  
[注]自己負担が発生した場合に限ります。
- 魅力8** **無料歯科健診**

ご自宅、職場の近くで**年2回無料**  
[注]歯科健診センターの提携医院に限ります。
- 魅力9** **節目健診(人間ドック)**

一律**25,000円**補助(脳MRI検査追加の場合は50,000円)  
節目健診は年度内(4月1日～翌年3月31日)に節目の年齢(40・45・50・55・60・65・70歳)になる方が受診できます。誕生日前でも受けられます。
- 魅力10** **宿泊旅行(国内)利用者補助**

**5,000円**(65歳以上)、**3,000円**(64歳以下)補助  
日本全国どこかの宿泊施設を利用して、組合員・家族共に1人、年度内1回(1泊)補助します。※契約旅行会社のツアー旅行割引サービスも実施しています。
- 魅力11** **契約レジャー施設・日帰り温泉施設**

東京ディズニーリゾート<sup>®</sup>をはじめ、3カ所のレジャー施設、つるつる温泉(西多摩郡日の出町)との優待割引契約を結んでいます。

●魅力1、2は高額療養費を除いた額。 ●魅力6、9の健診・節目健診(人間ドック)は契約機関に限ります。

## 東京土建国保独自の給付(任意給付)の概要

	本人	家族
入院	<b>① 一部負担払戻金</b> ◆月ごと ◆診療報酬明細書(レセプト)ごとに計算し、17,500円を超えた部分が払い戻しになります。 <b>② 疾病入院給付金</b> 「加入から6カ月経過後」の、連続して5日以上入院に対し1日目から給付されます(申請が必要です)。	<b>① 一部負担払戻金</b> ◆月ごと ◆診療報酬明細書(レセプト)ごとに計算し、17,500円を超えた部分が払い戻しになります。 ※出生による加入を除き「加入から6カ月経過後」の入院が対象
	<b>① 一部負担払戻金</b> ◆月ごと ◆診療報酬明細書(レセプト)ごとに計算し、17,500円を超えた部分が払い戻しになります。	一部負担払戻金はありません。

「一部負担払戻金」は、医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)をもとに東京土建国保が計算し、ゆうちょ銀行の口座に振込みます(高額療養費に該当し、過去に未申請の場合は別途申請が必要です)。ただし、高額療養費を除いた額で、公的助成制度が優先されます。

# 保険料と給付内容

## 仕事の形態と年齢に応じて10段階の保険料

**保険料** 組合員は仕事の形態と年齢及び居住地、家族は年齢にもとづき下記の表で算定します

### 2024年度保険料(月額)

家族の医療分保険料は、同一世帯で4人分まで納めていただきます。5人目以上は徴収しません。家族数が増減があった月から増額または減額します。

区分	組合員	保険料	
		都内居住者	都外居住者
法人A種	法人事業所の代表者	36,050円	38,350円
法人B種	法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方	33,450円	35,750円
法人C種	法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方	29,250円	31,550円
第1種	個人事業所の事業主	30,550円	32,850円
第2種	常態として従業員を使用しないで事業を行ういわゆる一人親方、法人事業所の代表者以外の役員および第1種組合員に該当する方のうち所得200万円以下の方	24,850円	27,150円
第3種	常時または日々事業所等に雇用されている方、外注としての手間請け	20,250円	22,550円
第4種	第3種組合員に該当する方で30歳以上35歳未満の方	14,850円	17,150円
第5種	第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方	11,150円	12,350円
第6種	第3種組合員に該当する方で20歳以上25歳未満の方	8,650円	9,850円
第7種	第3種組合員に該当する方で20歳未満の方		

区分	家族	都内・都外居住者共通	
		都内	都外
成人男性	組合員世帯に属する被保険者であって23歳以上60歳未満の男性(学生・障害者及び傷病加療のため労務不能の方は除く)	11,700円	
一般	組合員世帯に属する被保険者であって18歳以上で成人男性以外の方	4,200円	
高校生相当	組合員世帯に属する被保険者であって15歳以上18歳未満の方	3,800円	
中学生相当	組合員世帯に属する被保険者であって12歳以上15歳未満の方	3,000円	
小学生相当	組合員世帯に属する被保険者であって7歳以上12歳未満の方	1,800円	
幼児	組合員世帯に属する被保険者であって3歳以上7歳未満の方		
乳児	組合員世帯に属する被保険者であって3歳未満の方		

※国保入院共済掛金(150円)が別納入となります。 ※組合員本人、家族(成人男性)の保険料は基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の合計です。

(1)年齢による保険料の区分は介護保険を除き、2024年4月1日現在の満年齢が適用されます。  
(2)都外居住者とは、茨城・埼玉・千葉・神奈川・山梨・栃木(一部)・群馬(一部)・静岡(一部)の各県に住み、都内の事業所において、建設産業に従事している方です。  
(3)家族保険料は、①「成人男性」②「一般」③「高校生相当」④「中学生相当」⑤「小学生相当」⑥「幼児」⑦「乳児」の順で4人目まで徴収します。

### 介護保険料(月額)

介護保険第2号被保険者	40歳から64歳	介護保険料 4,200円
(1)40歳から64歳の介護保険第2号被保険者は、組合員・家族とも、1人4,200円が介護保険料として加算されます。なお、同一世帯で5人目以上は徴収しません。		
(2)40歳から64歳の家族数が増減があった場合の家族の介護分保険料は、増減のあった月から増額または減額します。 <small>※65歳以上の介護保険第1号被保険者の介護保険料は市区町村が徴収します。</small>		

## 保険料の減免(免除)

### ●産前産後期間保険料減免

組合員・家族が産出し、国保組合で出産育児一時金の支給状況が確認できた場合は、届出によらず保険料が減免(還付)されます。出産予定日の6カ月前から届出することも可能です。

出産(予定)者	組合員	家族
減免期間	産前42日(多胎の場合は98日)の属する月から出産予定月の翌々月まで	出産予定月の前月(多胎の場合は3カ月前)から出産予定月の翌々月まで
減免保険料	世帯全員分の保険料	出産者(家族分)の保険料

※「出産予定月」とは、出産の予定日(出産日)が属する月のことです。

### ●育児休業保険料免除

保険料区分が第3種～第7種の組合員で、1歳未満(女性組合員で特別な事情がある場合は2歳未満)の子を養育するための育児休業期間のうち、東京土建国保に加入してから1年経過後の期間は、申請により保険料が免除されます。

東京土建国保の保障内容・給付・事業活動については、東京土建国保ホームページをご覧ください。



東京土建国保ホームページ

## 主な補償内容

### ●療養の給付(医療費)

組合員・家族とも7割給付 ただし、  
■小学校入学前は8割給付  
■70～74歳は8割給付(現役並み所得の方は7割給付)

### ●疾病入院給付金

保険料区分	法人A種	法人B種	法人C種	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種
日額	5,400円	5,200円	4,800円	5,000円	4,700円	4,400円	4,400円	4,100円	3,700円	3,400円

連続して5日以上入院で1日目から左記の日額が5年間の累計で最高180日分支給されます。ただし、東京土建国保に加入した月から6カ月経過後の入院が支給の対象になります。

[注]労災(仕事や仕事への行き帰りのケガや病気)による入院の場合は、疾病入院給付金の支給対象になりません。

### その他の給付金

- 出産育児一時金** (一児につき)  
組合員及び家族が出産した場合(2023年3月31日以前出産分は420,000円)(2023年4月1日以降出産分)  
**500,000円**
- 出産手当金**  
女性組合員が出産したときの休業期間(産前42日(多胎出産は98日)、産後56日)、最高98日(多胎出産は154日)に対して支給されます(日額は疾病入院給付金と同額)。
- 葬祭費** 組合員・家族 **70,000円**
- 療養費**(治療用装具、海外療養費など)
- 高額療養費**
- 高額医療費資金貸付制度** 他…
- 移送費**

# 土建国保では、建設従事者に対応した健診を無料で実施しています

東京土建国保では、建設従事者の健康を守るため、職業病(じん肺・アスベスト疾患など)にも対応した東京土建健診を実施しています。大きな特徴は、①対象が全組合員と19歳以上の家族、②労働安全衛生法を上回る健診内容、③受診券を使って年1回無料で受診可能(都内近郊約260カ所の健診契約機関にて)の3点です。国が定める特定健康診査(特定健診※)に比べて健診を受けられる方が多く、充実した検査項目ですので、みんなで受診して健康を守りましょう。

※メタボリックシンドローム対策で医療保険者に実施が義務付けられている健診。対象が40歳から74歳に限られ、検査項目も労働安全衛生法の健診内容を満たしていない。

## 各支部が主催する 集団健診を年複数回開催

東京土建の各支部では「支部集団健診」を実施しています。集団健診を受けられなかった方は、個別に健診契約機関へ申し込んで受診することもできます。

## アスベスト等の職業病にも対応

アスベスト等の職業病による健康被害を早期に発見できるシステムを、専門医と提携して確立しています。通常の健診では発見しづらい疾患でも、専門医による診断なら安心です(P.8参照)。

## がん検査に補助があります

対象年齢の方が、下表に定めるがん検査を健診契約機関(下表のがん検査を取り扱う健診契約機関に限る)で東京土建健診と同時にオプション検査として受ける場合、利用者負担は下表の金額となります。

検査名	対象年齢	検査方法	利用者負担
胃がん	50歳以上	胃バリウム	2,000~3,000円
		胃カメラ	5,000円
乳がん	40歳以上	マンモグラフィ	1,000円
		視触診+マンモグラフィ	
子宮頸がん	20歳以上	子宮頸部細胞診	500円
前立腺がん	50歳以上	採血(PSA:腫瘍マーカー)	500円

※翌年3月31日までに対象年齢に該当する方が対象となります(誕生日前でも受けられます)。

※この扱いが実施可能な健診契約機関は、東京土建国保ホームページまたは東京土建国保・健康増進課(03-5348-2982)、または所属の支部へお問い合わせください。

※対象年齢以外の方は、全額自己負担となります。

## 契約外の医療機関で受けた健診費用の一部が戻ります

### ①個別受診

かかりつけ医など、契約外の医療機関で受けた健診でも、特定健診の検査項目を受診している場合には、年度内(4月1日~翌年3月31日)に1回上限5,000円(胸部レントゲン検査を含む場合には7,000円)を申請により補助します。

### ②事業所健診

東京土建国保に登録がある法人又は個人事業主が、健診契約機関以外で事業所健診を行ったとき、国保組合に加入する従業員の健診結果などを国保組合に提出した場合は、一人あたり3,000円の提供料を支払います。

## 家族も同じ検査内容で無料!

以下の検査項目が年度内(4月1日~翌年3月31日)に1回、自己負担なく受診できます。

東京土建健診(無料)と特定健診の比較表

検査項目	東京土建健診	特定健診 (協会けんぽや 自治体等)
身長	○	○
体重	○	○
BMI(肥満度)	○	○
腹囲	○	○
理学的検査(身体診察)	○	○
血圧	○	○
心電図	○	△
眼底検査	△	△
視力	○	
聴力(1000Hz・4000Hz)	○	
X線		
胸部レントゲン(直接)	○	
胸部レントゲンの再読影※1	○	
生化学		
総蛋白	○	
アルブミン	○	
クレアチニン	○	△
eGFR(慢性腎臓病)	○	△
尿酸	○	
尿素窒素	○	
総コレステロール	○	
HDLコレステロール	○	○
LDLコレステロール	○	○
中性脂肪	○	○
AST(GOT)	○	○
ALT(GPT)	○	○
γ-GT(γ-GTP)	○	○
血糖	○	□
HbA1c	○	□
血液学		
赤血球	○	△
白血球	○	
血色素	○	△
ヘマトクリット	○	△
血小板	○	
尿		
蛋白	○	○
糖	○	○
潜血	○	
便		
潜血(2回法)※2	○	
情報提供	○	○

※1 40歳以上の方に実施しています。詳しくはP.8をご覧ください。

※2 40歳以上の方に実施しています。(一部実施できない健診契約機関があります。)

□…保険者によって選択する項目

△…医師の判断に基づき実施する項目

# 5年に一度は人間ドック! 25,000円の補助があります 健診後の健康サポートなども充実!

## 節目健診(人間ドック)

東京土建国保に加入した組合員と家族の方で、節目の年齢の方(4月1日から翌年3月末までに40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる方)は節目健診(人間ドック)を受診することができます(誕生日前でも受けられます)。受診券の受診可能コースを確認のうえ、契約ドック機関に予約し、保険証と受診券を提示すると検査料金から25,000円(脳MRI検査追加の場合は50,000円)を差し引いた金額で受診できます。

※詳しくは、東京土建国保・健康増進課(03-5348-2982)へ問い合わせるか、東京土建国保ホームページをご覧ください。

## 特定保健指導

保健師・管理栄養士などの専門職が生活習慣を見直すためのサポートを行います。

- 対象者…40歳~74歳(健診の結果から生活習慣病になる可能性の高い方)  
対象となる方には、健診時にお声がけまたは東京土建国保から通知をお送りさせていただきます。
- 費用…無料



## 無料歯科健診

全国の提携歯科医院で無料の歯科健診が受けられます。

- 対象者…東京土建国保に加入する組合員および家族
- 費用…無料 年に2回(6カ月に1回受診可能です)
- 受診場所…歯科健診センターと提携する全国の歯科医院

Webからの申し込みはコチラ

歯科健診センター

検索



## 職業病対策(じん肺検診)

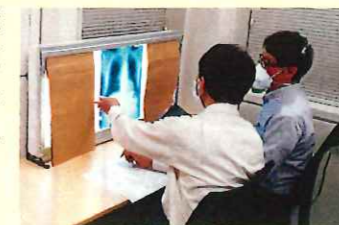
専門医によるじん肺検診が受けられます。

- 対象者…東京土建国保に加入している組合員および家族
- 費用…2,000円
- 申し込み…直接、右表の指定医療機関へ

指定医療機関名	TEL
芝健診センター(港区)	03-3431-7491
立川相互ふれあいクリニック健康管理センター(立川市)	042-524-7365
御成門内科クリニック(港区)	03-5425-2530
田園調布呼吸器・内科クリニック(大田区)	03-6662-6711

## 専門医が胸部レントゲンを再読影(さいどくえい)

東京土建健診・節目健診で胸部レントゲン検査を受けた40歳以上の方を対象に、職業病の専門医が再読影を行っています。再読影とは、じん肺や胸膜肥厚斑(アスベストを吸い込むことであらわれる所見)など、見落とされやすい所見について職業病の専門医が胸部レントゲンを再度確認するもので、職業病の疑いがある方に専門医を受診してもらい、すみやかな労災申請につながることを目的とした事業です。労災が認められると、国から医療費と休業補償が給付されます。これまでに1,000人を超える職業病関連の労災認定を勝ち取っています。



再読影の様子

## 建設アスベスト訴訟 最高裁判決

最高裁は2021年5月17日、建設アスベスト訴訟で国と建材メーカーの責任を認める判決を下しました。国は原告に謝罪し、補償制度を柱にした解決で原告団と合意。全国の仲間の力で勝ち取った歴史的成果です。

# 労災保険 2024年度保険料

## 労災保険とは?—豊かな実績で安心

政府が管掌し、業務上、通勤途上の負傷や疾病に対して、被災者の治療と生活が補償されます。労災事故が発生した場合、事業主が負う労働者に対する労基法上の補償義務が免除されます。労働者を一人でも使っている場合は労災保険に加入しなければなりません。(労働者災害補償保険法第3条)

### 建設業の労災は元請責任

元請事業主は、直接雇用している労働者(職人)はもちろんのこと、下請業者の労働者を含めて、その業務災害に対する「補償」が義務づけられています。(労働基準法)

### 特別加入すれば、事業主・一人親方でも補償を受けられます

みずから現場で働く事業主や同居の親族、法人の役員が、労働者と共に関わり働いている場合は、特別に任意加入することができます。それが労働保険の特別加入制度です。ただし、労働保険事務組合、一人親方団体を通じてしか加入できません。

### 建設業の場合の保険料は…?

建設業の場合、労働者分の保険料は、工事額(売上額)から計算します。工事には元請となる工事と下請けとしておこなう工事がありますが、保険料の計算には元請工事額で計算します。

#### 建築事業の保険料

年間の元請工事額	労務費相当額	年間の保険料
10,000,000円	2,300,000円	21,850円
20,000,000円	4,600,000円	43,700円

(計算式)

元請工事額×労務費率×保険料率=保険料

(計算例)

$$10,000,000 \times \frac{23}{100} \times \frac{9.5}{1000} = 21,850円$$

#### 保険料率

事業の種類によって違います。詳しくは支部へ

※建築事業9.5/1000

※既設建築物設備工事12/1000

※その他の建設事業15/1000

※事務所労災(事務員がいたり不特定現場の時)×3/1000

※木材又は木製品製造業13/1000

※ビルメンテナンス6/1000

### 労災保険の補償内容

#### ●療養費…医療費は全額無料

仕事中に、仕事が原因で起きたケガや病気は、治るまで無料で治療が受けられます。

#### ●休業補償…平均賃金(給付基礎日額)の8割給付

治療のため休業し、収入がないときは医師の証明に基づき、4日目から労災保険より休業補償が給付されます。

※事業所労災の場合、最初の3日間は事業主が休業の補償をします。

#### ●障害補償…年金や一時金の給付

身体に障害が残った時、その障害の重さによって、年金(1級~7級)、または一時金(8級~14級)が給付されます。

#### ●遺族補償…葬祭料や就学等援護費などが給付

遺族には、その人数や年齢により、153日分~245日分の年金(遺族補償年金、遺族補償一時金、就学等援護費)等が給付されます。さらに葬祭料も支給されます。

## 東京土建で加入する 4つの魅力

東京土建は厚生労働大臣認可の事務組合です

魅力 1

#### 豊富な実績

毎年全都で事業場数27,000件・一人親方労災18,000人を超える事務手続き。

魅力 2

#### 事業主・一人親方も加入できます

特別加入保険は国から認可を受けた事務組合(一人親方団体)、東京土建の各支部で扱っています。

魅力 3

#### 事業所の事務負担も軽減

監督署への諸手続を代行。トラブルに対しても経験豊富な書記・職員がご相談にのります。

魅力 4

#### 事務費

申請等のたびに別途費用負担はありません。(新規・更新事務費のみ)

# 特別加入

## 事業主・一人親方は『特別加入』制度を活用

中小事業主や一人親方は労災保険に「特別加入」していないと労災にあったとき、適用を受けられません。事業主や一人親方が特別加入する場合は労働保険事務組合(又は一人親方団体)に事務処理を委託することが条件です。保険料は給付基礎日額5,000円~10,000円までは1,000円ごとに、10,000円~24,000円までは2,000円ごとにわかれており最高額は25,000円で自分の所得に合わせて選ぶことができます。

### 下請・外注・出来高払いで働く方へ

自分が労働者だと思っていなくても就労実態によっては労災保険が適用されないことがあります。労働者と判断されなかった時でも補償が受けられるよう特別加入をおすすめします。

#### 保険料は、所得に見合った区分に設定します

**31,025円~155,125円(年額)**  
(一人親方の場合) ※別途事務費

※別に本人確認の書類をコピーさせていただく場合があります

#### 主な補償内容(給付基礎日額1万円の場合)

年間保険料(一人親方の場合)	65,700円	
療養費	無料	
休業補償	24万円/月	
障害	1級の場合、片足障害など 障害年金 <b>313万円</b> 特別支給金 <b>342万円</b>	
死亡	選択 妻あり、55歳以上(年金) 前払一時金	<b>175万円/年</b> 最大 <b>1,000万円</b>
	扶養なし、一時金	<b>1,000万円</b>
	葬祭費用	<b>61万5千円</b>
	遺族特別給付金	<b>300万円</b>

## 事業主も、ダンプ持ち一人親方も加入できます

給付基礎日額 (日額が補償額を決定します)	事業主特別加入保険料			建設業一人親方	ダンプ持ち一人親方
	建築事業 9.5/1000	既設建築物設備工事 12/1000	事務所 3/1000	年間保険料 17/1000	年間保険料 11/1000
25,000円	86,687.5円	109,500円	27,375円	155,125円	100,375円
24,000円	83,220.0円	105,120円	26,280円	148,920円	96,360円
22,000円	76,285.0円	96,360円	24,090円	136,510円	88,330円
20,000円	69,350.0円	87,600円	21,900円	124,100円	80,300円
18,000円	62,415.0円	78,840円	19,710円	111,690円	72,270円
16,000円	55,480.0円	70,080円	17,520円	99,280円	64,240円
14,000円	48,545.0円	61,320円	15,330円	86,870円	56,210円
12,000円	41,610.0円	52,560円	13,140円	74,460円	48,180円
10,000円	34,675.0円	43,800円	10,950円	62,050円	40,150円
9,000円	31,207.5円	39,420円	9,855円	55,845円	36,135円
8,000円	27,740.0円	35,040円	8,760円	49,640円	32,120円
7,000円	24,272.5円	30,660円	7,665円	43,435円	28,105円
6,000円	20,805.0円	26,280円	6,570円	37,230円	24,090円
5,000円	17,337.5円	21,900円	5,475円	31,025円	20,075円

※建築事業の場合、総額から小数点以下の額を切り捨ててください。

## 雇用保険(失業・雇用継続・事業所への助成金)

雇用保険は、労働者が自分の都合や会社の事情で退職しなければならなくなったとき、生活の安定をはかりながら再就職できるように支援する制度です。

	保険料	事業主負担	労働者負担
一般	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※31日以上引き続き雇用される見込みがあり、1週間の所定労働時間が、20時間以上の方も加入しなければなりません。  
※65歳以上で雇用された方も加入対象です。

### 給付について



被保険者であった期間の長さや年齢、離職理由等により、90日~360日の範囲で給付日数が決まります。また給付の日額は、1日の賃金の80%~45%になります(上限があります)。失業給付以外にも、再就職手当や、原則として1歳未満の子どもを育てるために休業した場合への育児休業給付、家族を介護するための介護休業給付、また職業訓練給付制度などもあります。

補償のこと

労災保険

現場や通勤時のケガからアスベスト疾患・熱中症まで

補償のこと

特別加入・雇用保険

## 総合賠償責任補償プラン

(引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社)

### 充実補償とお得な掛金で組合員の要望や心配にこたえます

請負金額の大小にかかわらず、事故が起きると多額の請求を被害者から受けることがあるのが賠償事故の特徴です。工事・作業中の事故、事務所の事故から引渡し後の事故まで、ワイドで充実した補償で、あなたを守るのが総合賠償責任保険です。管理財物補償プラン(ワイド)、工事物補償プラン(スペシャル)もあります。スペシャルプランには電動工具等補償もオプションで付加できます。

#### こんな事故のときにお役に立ちます!

- **作業中の事故も**(請負賠償責任補償)  
建築現場から木材が落下し、通行人が負傷した。
- **事務所での事故も**(施設賠償責任補償)  
事務所の資材置場の道具箱の保管に落度があり、風で倒れ隣家の車のボンネットとボディを損傷させた。
- **引渡し後の事故も**(生産物賠償責任補償)  
送配水管埋設工事で、埋設が不十分だったため、舗装部分が陥没し、ハンドルをとられて自動車が鉄柱に衝突。運転者が負傷。(保険加入中に発生した事故)

#### 最高3億円の補償

工事物補償及び「受託物、リース・レンタル品補償」はスペシャルプランのみ補償(免責1事故1万円)  
※引渡し後の事故については、「1事故かつ1保険期間中」の限度額です。

#### 年間掛金も組合員特別価格

2024年6月より、一部掛金改定があります。

**基本プラン**(年間掛金例)売上高1,000万円の場合

- 大工工事、建具工事、屋根工事など … **11,800円**
- 管工事、塗装工事、とびなど …… **41,300円**
- ハウスクリーニング、ガラス・壁面清掃など … **58,650円**
- ビルメンテナンス …… **26,790円**

※ハウスクリーニング・ビルメンテナンスは、ワイドプランのみの加入となります。

#### 各補償プランの補償内容・補償金額・自己負担額

補償区分	補償金額(保険金額)	自己負担額(免責金額)	基本プラン	ワイドプラン	スペシャルプラン
基本補償	請負賠償責任補償	なし	○	○	○
	施設賠償責任補償		○	○	○
	生産物賠償責任補償		○	○	○
管理財物補償	1事故 3億円	1事故 1万円	×	○	○
事故の原因となった工事の再工事費用	1事故 1,000万円		×	○	○
工事物補償	1事故 1億円	1事故 1万円	×	×	○
受託物、リース・レンタル品補償	1事故 500万円		×	×	○
スペシャルプラン専用	オプション 電動工具等補償 ※売上高に関係なく、一律20,000円です。(中途加入保険料は月割計算)。		×		○

## 労働災害総合補償プラン

(引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社)

### 従業員と家族、経営を守るために

安全に十分気をつけても、起きてしまうことがある労災事故。年間の死傷者数は、自動車事故の1/2もあります。万一のとき、従業員と家族の生活を補償する制度を備えておくことは、大切です。政府労災は最低補償です。ぜひ、上乗せ労災である労働災害総合保険にご加入ください。

※アスベスト(石綿)の有害性に起因する職業性疾患は保険金のお支払いの対象となりません。

#### ワイドな補償

休業補償1日2,000円、死亡・後遺障害最高5,000万円  
業務・通勤災害から職業性疾病まで補償、使用者賠償責任補償付

加入の型	死亡補償金	後遺障害補償金	休業補償*
I型	3,000万円	(1級)3,000万円～ (14級)90万円	1日 2,000円 ※休業4日目 から1092日 限度の補償
II型	1,500万円	(1級)1,500万円～ (14級)45万円	
III型	1,000万円	(1級)1,000万円～ (14級)30万円	
IV型	5,000万円	(1級)5,000万円～ (14級)150万円	

※一人親方特別加入の場合、使用者賠償責任補償はありません。

#### お得な掛金

掛金は加入しやすい組合員価格です。

#### 年間掛金例

加入の型	一人親方	建築業および既設建築物設備工事業*	
		従業員のみ	事業主1人+全従業員
I型	17,500円	16,600円	50,500円
II型	11,300円	12,200円	33,150円
III型	8,100円	8,220円	20,440円
IV型	28,240円	25,790円	83,930円

※建築業および既設建築物設備工事業の掛金は、売上高1,000万円の場合です。業種により掛金が変わります。詳細は専用パンフレットをご覧ください。

## 建築士を守る!

### どけん共済会のオリジナルプラン

「耐震偽装事件」を契機に、建築士法、建築基準法が改正され、建築士の責任が厳しく問われるようになりました。建築士法24条の6では、「設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合は…」その書類を閲覧させなければならないと規定しています。また、公共工事において建築士賠償責任保険の加入の有無を入札資格の要件とする発注機関が増えつつあります。

建築士のみなさんの仕事の応援に「建築士賠償責任補償プラン」は、充実した補償で、加入しやすい保険料、施工業務を兼業している事務所も加入できる「東京土建オリジナルプラン」の建築士賠償責任保険です。詳細は専用パンフレットをご覧ください。

#### 建築士賠償責任補償プランの特徴

- ① **建築士の設計業務のミス**を補償!!  
組合員のみなさんをサポートします。
- ② **使用人のおこなった設計業務のミス**も補償するので安心!!
- ③ **法適合確認ミス**による損害賠償をカバー!
- ④ **組合員の声から設計したプラン**を納得の組合員価格で!!
- ⑤ **保険料は損金・経費処理**できます。
- ⑥ **設計業以外の業務を兼業している事務所**も加入OK!

#### おすすめ

#### 建築士賠償責任補償プラン

2015年6月25日の建築士法改正により、設計・工事監理の適正化が規定され、設計業務等に関する損害賠償保険契約締結の努力義務化が決まりました。

設計事務所としての責務が明確に求められる時代です。この制度は支部で手続きができ、費用も組合のスケールメリットを生かして格安です。事故が起ってからでは間に合いません。多くの設事務所の方に加入をおすすめします。



渋谷・佐藤建築設計室  
佐藤 里志さん

各種法令等の改定が相次ぐ中、建築士・設計者の業務が拡大多様化しています。建築士・組合員の皆様、自由で創造性豊かな設計業務を安心してできるよう、リスクヘッジにも対応した東京土建の「建築士賠償責任補償プラン」をおすすめします。

申し込み手続きが支部で簡単にできる【格安】保険料の「どけん共済会オリジナルプラン」にぜひご加入ください。スタートして以降、私も加入し続けています。

#### 年間保険料(保険料は年間売上高で変動します)

年間売上高(消費税込み)	500万円	1,000万円	3,000万円	
プラン	Aプラン	30,000円*	30,000円*	
	Bプラン			
	Cプラン			
	Dプラン			40,080円
	Eプラン			50,520円

※最低保険料は、30,000円です。

#### 補償プラン

補償内容	補償金額(保険金額)										自己負担額(免責金額)
	①基本補償			②建築設備機能補償			③建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償			④から③までを合算して	
補償プラン	1名	1事故	保険期間中	1名	1事故	保険期間中	1名	1事故	保険期間中	保険期間中	10万円
Aプラン	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	①基本補償に同じ				1,000万円	
Bプラン	1,000万円	2,000万円	2,000万円							2,000万円	
Cプラン	2,500万円	5,000万円	5,000万円							5,000万円	
Dプラン	5,000万円	1億円	1億円							1億円	
Eプラン	1億円	2億円	2億円							2億円	

(引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社)

# どけん火災共済の魅力

**魅力1** 年掛金6,000円で  
1,000万円保障(木造等)

東京土建が直接運営することで掛金を下げることができました(脱退された方の更新はできません)。

住宅構造	年掛金(1口あたり)
木造等	60円 (作業場は100円)
鉄筋コンクリート	30円 (作業場は50円)

※1口10万円まで保障します。



**魅力2** 建設従事者にピッタリの制度  
作業場の加入もOK

- 事務所・作業場も加入できます(住宅のみ)。
- 組合員個人が元請負人の建築・増築中の住宅も加入できます(着工から完成・引渡しまでの間)。

※法人名義の建物、簡易住宅、事業用の家財・商品等はどけん火災共済では保障できません。加入できない物件は東京都火災共済協同組合の制度(事業用火災共済)をご紹介します。

**魅力3** 罹災者の立場に立った  
保障内容

万一の時も、仲間と助け合うやさしい保障内容です。

- 66%以上の被災で全焼給付(全労済は70%以上・一般損保80%以上)
- 古いものでも同等のものが購入できる標準的な価格で保障(修理不能のとき)
- 火災だけでなく、自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水など幅広く保障



**魅力4** 住宅の  
付属物も対象

建物の躯体と構造を1つにしていない、ベランダ、カーポート、室外機、塀なども付属物として保障します。火災等の場合、契約共済金の10%、自然災害の場合は5万円が上限です。

## 火災共済の保障内容

火災			地震災害見舞金			自然災害			
被害の程度	焼破損割合	支払い額	被害の程度	1口あたり共済金額	支払い限度(住宅)	支払い限度(家財)	被害の程度	1口あたり共済金額	支払い限度額
全焼	66%以上	1口10万円の全額	全壊	10,000円	100万円	20万円	全壊	45,000円	450万円
その他	66%未満	1口10万円を限度とした標準価格	半壊	5,000円	30万円	10万円	大規模半壊	25,000円	250万円
			一部壊	1,000円	5万円	3万円	中規模半壊	20,000円	200万円
							半壊	15,000円	150万円
							準半壊	10,000円	100万円
							部分壊	500~4,000円	6万5千~52万円
							床上浸水	1,000円	20万円
							床下浸水	500円	2万円

※電気製品の落雷被害は30万円が限度。  
※第三者加害行為は損害額が1万円以上のもの。  
※付属物の損害は契約共済金の10%まで。

## 諸費用共済金

持ち出し家財共済金 ・上限100万円	修理費用共済金 ・上限100万円
失火見舞費用共済金 ・上限100万円(1世帯40万円)	風呂の空だき 風呂金+浴そう5万円
漏水見舞費用共済金 ・上限50万円(1世帯15万円)	住宅災害死亡共済金 ・上限加入者2万円,親族1万円

※2022年4月以降、中規模半壊、準半壊、床下浸水の新たな区分が追加されました。

さらに **+**  
臨時費用として  
共済金の15%を給付  
(200万円限度)

さらに **+**  
臨時費用として  
共済金の15%を給付

## 加入口数と掛金

組合員または組合員と生計を一つにする二親等以内の親族(以下組合員等)が所有している住宅と家財に加入できます。

住宅	住宅 + 家財	家財
●持ち家を他人に貸している ●元請負人として新築・増築中 ●事務所・作業場	●持ち家に住んでいる ●別棟・別荘 *住宅または家財だけでも加入できます	●借家(賃貸住宅)に住んでいる

## 住宅の最大保障額

※1つの建物で400口をこえる加入はできません。

自家・貸家 新築・増築	1坪80万円 (坪数×8口)	かつ	4,000万円 (400口まで)
事務所	1坪80万円 (坪数×8口)	かつ	2,000万円 (200口まで)
作業場	1坪40万円 (坪数×4口)	かつ	2,000万円 (200口まで)
別棟・別荘	1坪80万円 (坪数×8口)	かつ	1,000万円 (100口まで)

## 家財の最大保障額

※別棟・別荘は100口が限度。複数物件に加入する場合、一世帯の合計は400口が限度。

契約者の年齢	居住者数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	500万円 (50口)	800万円 (80口)	900万円 (90口)	1,000万円 (100口)	1,400万円 (140口)
30~39歳	600万円 (60口)	1,500万円 (150口)	1,600万円 (160口)	1,800万円 (180口)	2,000万円 (200口)
40~49歳	900万円 (90口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)
50歳以上	1,000万円 (100口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)

●例…住宅2,000万円+家財1,000万円加入で、年掛金〔木造なら18,000円〕  
(200口) (100口) [鉄筋コンクリートなら6,000円]

## 加入できる物件

**自家・借家** …組合員が生活の本拠地として居住している。

\*「併用住宅」は20坪未満かつ居住面積より少ない建設業の事務所(店舗)または作業場を兼ねる場合に限り、併用住宅で加入した場合でも事業用の家財は保障対象となりません。

**貸家** …組合員等が所有し、居住用に貸している。

\*寮・社宅・寄宿舎等は加入できません。(加入時、確認書が必要)

**別棟・別荘** …組合員等が所有し、親族が居住している。または、月1回以上使用しているか、管理会社に管理委託している。(加入時、写真&申告書&構造のわかる書類が必要)

**新築・増築** …組合員個人が元請人となり建築している。

\*完成引渡しまでの間(1年以内)工事済部分を保障します。(加入時、申告書が必要)

**事務所・作業場** …組合員等が個人で所有し使用している建設業の事務所・作業場。

\*借りたり貸したりしているものは対象外です。(加入時、写真&申告書&構造のわかる書類が必要)



## 事業用火災共済

(どけん火災共済とは、別の制度です)

法人名義の建物、簡易住宅、事業用の家財・商品等はどけん共済では保障できません。加入できない物件は東京都火災共済協同組合の制度をご紹介します。事業用の資産なら法人・個人を問わず建物(工場・倉庫を含む)や備品、製品なども加入できます。

### 申し込み・お問い合わせ

所属支部へご連絡ください。支部を通じて東京都火災共済協同組合の担当者が直接あなたの事業所に伺って、手続きいたします。

元受団体: **東京都火災共済協同組合**  
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階  
TEL.03-3542-0271 FAX.03-3545-8606



# 地震による火災は、火災共済では保障されません 地震共済の加入を忘れずに!

## どけん地震共済は、地震等による罹災時に 組合員の生活再建を応援します

再共済として、最終的に海外の再保険マーケットにリスクを分散しているため、大規模震災にも対応した安心運営です。



### 地震共済の保障内容

- 地震共済は、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波を原因とした損害が生じ、自治体から罹災証明書が発行された場合に給付します。
- 全壊・大規模半壊・半壊・一部壊の損壊区分に従い、地震共済の加入口数に応じて給付します。最大で1,200万円の給付です。
- 罹災証明書の発行が遅れている場合は一定額の仮払金をお支払できます。

損壊区分(罹災証明書による)	1口あたりの保障額	支払い限度額(240口加入時)
全壊	50,000円	1,200万円
大規模半壊	25,000円	600万円
中規模半壊・半壊	15,000円	360万円
準半壊・一部壊	1,500円	36万円 (かつ一部損壊の場合は実損数まで)

### 加入できる物件

- 自家または借家(組合員が居住する生活の本拠地)で火災共済に加入している物件。
- 火災共済の契約が複数に分かれている場合でも、1契約のみが加入対象となります。
- 1981年(昭和56年)の新耐震基準以前に建築した建物も加入できます。

### 加入口数と掛金

- 火災共済の加入口数の範囲内で、口数を選択することができます。
- 上限設定(住宅200口、家財40口)、下限(住宅・家財合わせて40口以上)
- 更新時の掛金は口座引落としとなります。必ず口座振替依頼書をご提出ください。

地震共済 加入口数	地震共済の年掛金	
	木造等 (165円)	鉄筋 (100円)
40口	6,600円	4,000円
100口	16,500円	10,000円
240口	39,600円	24,000円

※自主共済のため、所得税等の控除対象となりません。



# 自動車共済 安くて安心、くらし・仕事を応援

事業用・法人名義の車両も加入できる自動車共済は、くらしと事業をサポートし、特にたくさんの車両を使用する事業所では、「経費節約に役立つ」と喜ばれています。仕事に生活にと車を使う機会の多い建設業。安くて安心の自動車共済をご利用ください。  
東京土建を通じての加入掛金は団体割引が適用されます。  
(元受団体 関東自動車共済協同組合)

## 4つのメリット

- 1.掛金はスケールメリットを生かした特別価格
- 2.事故処理が迅速でいい
- 3.他の自動車保険の無事故等級が継承できます
- 4.もしもの時には無料のロードサービス
  - 車のけん引(電気自動車にも対応)
  - カギの閉込み
  - バッテリー上がり対応
  - パンク時のタイヤ交換作業
  - 燃料切れ時の給油サービス
  - スタック等引き出しサービス



## 事業所の経費節減をバックアップ

事業用・法人車両も加入できる

エンボ・ユニックなど工事車両もOK!

24時間事故受付

まずは見積を!

フリーダイヤルで夜間・休日の受付体制も万全!  
自動車保険をいくらお支払いですか?「現契約証書」を所属の支部にお届けいただければ、見積りができます。  
お気軽にお問い合わせください。

# 自転車保険 東京都の加入義務化に対応の安心な制度

自転車に搭乗中、第三者にケガを負わせた、買い物中に商品を壊した、契約者の過失で階下に水を漏らしてしまったなど、日常での生活賠償の補償のほか、家族型ならば自転車事故時に契約者だけでなく、家族の入・通院補償もついて安心です。個人型に加入の場合も日常生活賠償は家族全員補償です。

(引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社)

## 「個人型」プラン 年間掛金 2,500円

- ケガの補償  
組合員本人のみ
- 個人賠償責任の補償  
家族全員  
保険金額は2億円

国内の自転車事故の保険金額(最大補償額)

保険金額	死亡・後遺障害	
	100万円	7,000円
手術	入院中に受けられた手術の場合	70,000円
	外来で受けられた手術の場合	35,000円



## 「家族型」プラン 年間掛金 4,500円

- ケガの補償  
同居のご家族全員
- 個人賠償責任の補償  
家族全員  
保険金額は2億円

国内の自転車事故の保険金額(最大補償額)

保険金額	死亡・後遺障害		入院・通院	
	組合員ご本人・配偶者	その他の親族	入院中に受けられた手術の場合	外来で受けられた手術の場合
死亡・後遺障害	300万円	200万円	70,000円	45,000円
	7,000円	4,500円		
手術	2,500円	1,500円	70,000円	45,000円
	35,000円	22,500円	35,000円	22,500円

# 手軽な掛金で…今こそ保障の見直しを

こくみん共済 NEWS

新しくなった **こくみん共済**

医療 保障タイプ 2c 傷害 タイプ

「生きる安心」を支える責任世代のための総合保障や、時代のニーズに応える医療保障、お子様や熟年代の方の保障まで、あなたとご家族の安心を手頃な掛金でお届けします。

～ 組合員の皆さまへ ～

資料請求・加入のご相談は、東京土建 各支部またはこくみん共済coopまで!

こくみん共済 coop 検索  
<http://www.zenrosai.coop>

# 現場で使える資格取得は組合で

身近に受講できる機会を広げて、仕事と生活を守る活動をすすめています

東京土建技術研修センターは、東京労働局の登録教習機関として足場や石綿など16種目の作業主任者等の技能講習をおこなっています。一・二級建築士(全日本建築士会と提携)、1級・2級建築施工管理技士受験準備講座やCAD講座、職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメント含む)、足場や自由研削砥石取替え、丸のご取扱い作業、熱中症予防の教育など各種資格取得講習をおこなっています。

## 各種講習紹介 労働安全衛生法関連の主な講習と資格試験対策・各種パソコン講座

### 「現場従事者の立場でわかりやすい」講習をおこなっています。

組合の資格講座は、組合員の衛生と技術を高める活動を、現場従事者の立場ですすすめています。「安全のポイントがよくわかった」「現場で何気なくやっている意味が理解できた」と好評です。

- **作業主任者技能講習**  
木材加工用機械/地山の掘削及び土止め支保工/型枠支保工/足場/木造建築物/鉄骨/コンクリート造/特化物四アルキル/酸素欠乏・硫化水素危険/有機溶剤/石綿
- **就業制限の「技能講習」**  
小型移動式クレーン/ガス溶接/車両系建設機械(整地/車両系建設機械(解体)/玉掛
- **特別教育**  
自由研削砥石/アーク溶接/低圧電気/不整地運搬車/伐木(チェーンソー)/小型車両系建設機械(整地)/小型車両系建設機械(解体)/ローラー運搬/巻き上げ機/酸素欠乏・硫化水素危険/石綿/足場/ロープ/フルハーネス
- **その他**  
職長・安全衛生責任者教育/職長・安全衛生責任者能力向上教育/足場作業責任者能力向上教育/振動工具・刈払い機・丸のこの各安全教育/熱中症予防教育/新入職教育/増改築相談員講習(新規・更新)
- **資格試験対策講座**  
一・二級建築士/1・2級建築施工管理技士/第二種電気工事士
- **パソコン講座**  
JW-CAD/Excel/MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)講座(ワード・エクセル)
- **技術技能向上の講習**  
規矩術を基本にした「四方転び踏み台入門講座」や「技能検定(建築大工)受験準備講座」も開催しています。

## 2023年は3,672人の仲間が受講

東京土建 技術研修センターの資格講習を利用して多くの仲間が仕事に役立てています



車両系(整地等用)特別教育



職長・安全衛生責任者教育



石綿作業主任者

## 受講生派遣事業所への貸金・経費助成

東京土建技術研修センター主催では「足場」「フルハーネス」「石綿作業」「低圧電気」「自由研削砥石」「ロープ高所作業」「小型車両」特別教育(セット講習は除く)を修了すると、国からの貸金・経費助成が受けられる人材開発支援助成金が受給可能です。

- 1 雇用保険加入事業所で受講生自身も加入していること
  - 2 講習日を勤務日とし、通常勤務日同額以上の貸金支給であること
  - 3 労働基準法など法令違反がないこと
  - 4 講習後2カ月以内が申請期限です。書類作成も組合の各支部で支援します
- ⑦ 審査の結果によっては不支給・減額になることがあります

## 組合で資格を取ろう! かさばる修了証が1枚にスッキリ!!

東京土建技術研修センターで修了・取得した資格が1枚のカードに統合できます。講習受講時と同時申請で無料です。



# 東京建築カレッジの2年間は人生を変える



建築の夢とやりがいを、仲間と共に見つけよう!

## 木造建築の基本を学ぶ短期大学校

登校日:毎週金曜・土曜、月1回木曜。居住システム系建築科2年制

今、建築の現場で目立つのは、組み立て作業です。材料は工場で作られたもの。分業や効率化も進み、全体が見えにくくなっています。建築の本質や知識、技術・技能を、現場作業だけで習得することが難しい現実があります。東京建築カレッジは、こうした状況を踏まえ、働きながら学ぶために、東京土建がつくった学校です。大工職に限らず、日本の気候風土が育んだ高度な木造建築技術、豊富な森林資源を生かす建築をめざす方に最適な学校です。厚生労働省所管、東京都認定の職業能力開発短期大学校で、毎週金曜・土曜※、月1回程度木曜が登校日。2年間で約2900時間の訓練(授業)を受けます。※夏休み、年末年始、年度末を除く。

## 研修生・派遣事業主の特典

本校で技能照査(卒業試験)に合格すると、建築大工の技能士補が取得できます。さらに、技能検定(学科免除)に合格すれば2級技能士を取得できます。国土交通大臣が指定する建築に関する科目(建築士指定科目)をすべて履修して卒業すると、二級建築士・木造建築士・一級建築士の受験資格が得られます。二級建築士・木造建築士は合格後すぐに免許登録ができます。一級建築士も免許登録に必須な実務経験年数が短縮され合格後4年の建築実務経験で免許登録ができます。

労働基準法など法令をすべて守り、入学金・授業料を全額会社負担、会社の業務として社員を本校に通わせる事業所は、厚生労働省の「人材開発支援助成金」による貸金助成を利用することができます。支給にあたっては厚生労働省・労働局による厳正な審査があります。その結果によっては不支給または減額となります。くわしくはお問い合わせください。

## 東京建築カレッジ無料職業紹介所

東京建築カレッジに入学する高校・大学・専門学校などの新卒者を雇用し、技能者育成に熱心に取り組む事業所の登録を受け付けています。登録にあたっての条件などはお問い合わせください。

### 派遣事業主からひとこと

## カレッジで後継者を育てています!

### 高橋工務店

高橋工務店(高橋延好代表、=目黒支部)は、区内の建設業関係の組合で運営する目黒区住宅リフォーム協会に参加する地域密着型工務店です。2019年4月に息子さん、龍賢(りゅうが)さんを建築カレッジに入学させました。後継者づくりの布石です。

「現場仕事ではなかなか学べない、研ぎ・墨付け・刻みの基礎を学ばせています。仕事への興味も強くなってきたようです」と親方の延好さん。



(左)延好さん (右)龍賢さん



# 建築士のみなさんの資格をしっかりとサポート

NPO法人 東京土建ATEC (エイテック) とは…

「東京土建ATEC」は建築士のみなさんに、幅広い知識と高度な能力を身につけ、社会的信頼を確保していただくことを目的に、国土交通省の登録講習機関として設立されました。

- ・建築士定期講習
- ・管理建築士講習を開催しています。



国土交通省登録講習機関

登録番号	
一級建築士定期講習	第7号
二級建築士定期講習	第6号
木造建築士定期講習	第3号
管理建築士講習	第3号

## 法の改正

平成20年11月28日に施行された改正建築士法並びに建築士法の規定により建築士事務所に所属する建築士について、下記の講習が義務付けられました。

## 講習の目的と内容

- 1 建築士定期講習**  
建築士事務所に所属する建築士に対して3年度ごとに最新の建設関係法規について習得するため、国土交通省が認可する登録講習機関において、国土交通省が定める講習課程を修了すること。  
\*3年度ごととは行政年度です。
- 2 管理建築士講習**  
建築士事務所に所属する建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通省が認可する登録講習機関において、国土交通省が定める講習課程を修了すること。
- 3 講習を怠った場合**  
建築士事務所に所属する建築士は懲戒処分の対象になるなどの厳罰規定が盛り込まれました。

## 受講料 (テキスト代・修了考査代込み)

- 1 建築士定期講習 (一級・二級・木造) … 10,000円**
- 2 管理建築士講習 … 12,000円**

## 申し込み方法並びに講習日程

各講習会の日程・詳細は東京土建ATECのホームページを参照してください。

申込書類はダウンロードで取得できます。申込は東京土建各支部をお願いします。

## NPO法人 東京土建ATEC

〒170-0014 豊島区池袋1-8-6  
TEL:03-6915-2284



## 受講者の声

東京土建 ATEC の定期講習・管理建築士講習は、経験豊富な講師による対面講義で大変分かりやすく、最新の技術動向をもちこんでいます。知人にも受講をおすすめしたいと思います。

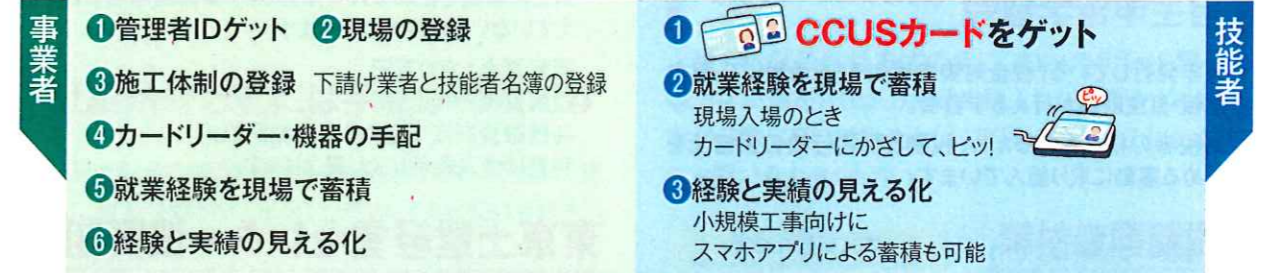
# 建設キャリアアップシステム (CCUS) U.P.

建設キャリアアップシステム (CCUS) は2019年4月に稼働し技能者の資格取得、現場の就業履歴、事業者の施工力を建設業界のなかで横断的に登録・蓄積するしくみです。組合はこのシステムを活用し、建設技能者の賃金引上げなどの処遇改善や建設中小零細事業者の仕事確保をめざしています。

東京土建は技能者と事業者の登録申請の相談と、認定登録機関として登録受付を行います (機関となっていない支部でも技術研修センターで登録できます)。組合では建設業特有の複雑な雇用・取引関係にある仲間の実態を理解している書記局が、書類作成に当たって適切な申請書の記入相談にあたり、不備が少なく、また、組合の認定登録機関での申請はインターネット申請よりも「早くて正確」と好評です。(認定登録機関支部での申請は予約制です)

## これからはCCUSが建設業のスタンダードになる

早く登録した人ほど経験が蓄積され、企業の見える化評価制度で有利となります

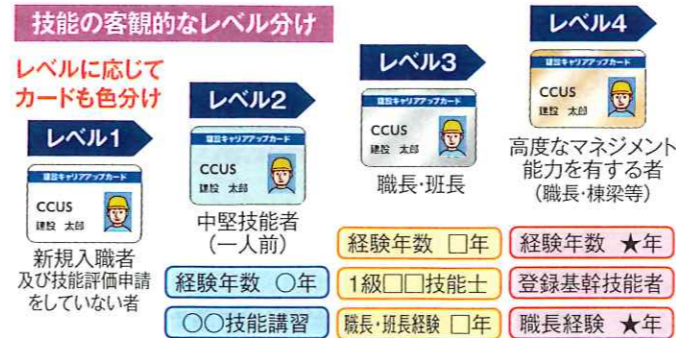


技能者の能力に応じた賃金と、事業者の実績・施工力で信頼と仕事確保・受注拡大へ

## 技能者の能力評価制度・専門工事企業の見える化評価制度がはじまっています

技能者の能力評価制度により、4段階のレベルに応じた賃金などの処遇改善がはかられます。2021年度から専門工事企業の見える化評価制度により施工実績があり、法令を遵守し、技能者育成などに貢献する企業を評価するしくみも一部の職種ではじまっています。建設キャリアアップ (CCUS) に未登録では技能者の現場経験の就業履歴が蓄積されず、事業所の実績も明らかにできないことから、顧客にも上位企業にも選ばれない恐れが広がります。登録は早いほど有利になり、組合の多くの仲間が登録すれば、国や自治体、大手企業への交渉力が高まります。

### 技能者の能力評価制度が開始



システムに蓄積される

- 保有資格
- 就業履歴 など これらを活用して評価

### 能力評価基準に合わせて色分けされたカードを交付

建設キャリアアップシステムで客観的に把握できる技能者の就業日数と保有資格をポイント化し、技能者の能力を4段階で評価

### 専門企業の見える化評価制度

同じ職人数なら熟練者や若い人が多い方が施工評価が高くなる



技能者(35種類)のレベルアップ申請(4段階カード)交付受付、窓口開始事業所の企業見える化評価(建築大学などの一部の職種)2021年スタート

- 建設業外国人技能者のCCUS登録 2020年1月義務化
- 建設業許可の新規・更新で社保加入を要件化 2020年10月原則化
- 施工体制台帳に作業員名簿添付義務(CCUSによる社保確認) 2020年10月開始
- 建退共のCCUS活用電子申請(カードタッチで掛金充当) 2021年開始
- 標準見積書のレベル別賃金目安(一部職種)、職長手当別枠支給 2021年4月改定
- 公共工事のCCUS段階的実施 2023年4月民間を含む全工事完全実施

## 東京土建の組合員なら、CCUSで能力評価 (レベル判定) をおこなうと助成金がでます

申請は各支部にてお手続きください。

## 税金

組合では様々な学習会を開催しています  
詳細は所属支部にお問い合わせください

### 記帳実務学習会

\*事業者は記帳・帳簿等の保存が義務化されています。

☆組合発行の所得計算書の活用や帳簿の作成など開催。  
☆日々の記帳は重要です。経営改善等にも役立ちます。

### 源泉税・年末調整学習会

☆従業員や専従者給与の源泉税額の計算方法を学びます。

### 自主申告学習会

☆毎年発行している「税金対策の手引き」を活用して、自主記帳・自主計算が行える学習会。  
納税者の権利を守るため、税制と税務行政の民営化を求める運動に取り組んでいます。

### 税務調査対策

☆近年の税務署調査の特徴は、納税者への接触率を高めるために「ハイブリット調査」と称した施策が強化されています。また、地方税の徴収行政では処分先行で強権的に行われており対応と対策が必要です。

## 法律相談

### 建築問題・借地借家・相続・交通事故

各支部と提携した弁護士が、月1回、各支部の事務所で無料の法律相談をおこなっています。  
所属支部にお問い合わせください。

## 専門家による支援体制

各種の相談に専門家が支援いたします。費用については相談内容により異なります

### 社労士(社会保険労務士) ネット

年金関係や就業規則、人事や労務管理、助成金制度の活用などに対応しています。

就業規則は、労働時間、賃金などの労働条件や職場の規律などを定めた書面で、常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準法の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。

### 行政書士ネット

建設業許可新規・更新・変更、経営事項審査、産業廃棄物収集運搬業新規・更新・変更などの申請手続きに対応しています。

## 公的な融資(2024年1月現在)

### 事業資金融資制度

東京都の中小企業融資制度の一例

#### ●クイックつなぎ(小口)

運転資金：限度額500万円・期間2年以内・  
利率は金融機関所定

#### ●日本政策金融公庫制度の一例

☆新型コロナウイルス感染症特別貸付  
☆セーフティネット貸付  
☆新創業融資

#### ●新創業融資(日本政策金融公庫)

新たに事業を始める人や事業開始後税務申告を2期終えていないなど要件があります。

運転資金1,500万円  
設備資金3,000万円  
各種融資制度で定める返済期間以内  
利息は借入条件により異なります。

## 東京土建経営センター協同組合

東京都の認可を受けて

- ①中小企業退職金制度
- ②小規模企業救済
- ③中小企業倒産防止共済

の運営を行っています。  
(利用するには別途費用が必要です。)

## 建設労働者・職人のための退職金制度

公共工事では元請企業が掛金を負担します

### 政府のつくった退職金制度


建退共は、建設業事業者むけに国がつくった退職金制度。建退共手帳に労働者・職人が働いた日数分の証紙が貼られ、証紙の枚数に応じて退職金を受けとる仕組みです。

元請企業が掛け金を負担し証紙を購入・貼付、また、事業主が従業員のために証紙を購入し退職金を積み立てることもできます。

### 証紙貼付方式には手帳が必要です

証紙を貼るには、建退共手帳が必要です。手帳は、建退共に参加(契約者は事業主・親方)すると交付されます。

**証紙を請求**  
現場や元請により、建退共の申請方法は違います。現場所長・監督、所属の事業主に相談しましょう。  
◀これが1日分(320円)の建退共証紙です。この証紙を手帳に貼っていきます。



### 元請企業が掛金を負担

建退共制度は、もともと公共工事・民間工事の区別はありません。元請ゼネコン団体(日本建設業連合会)も促進しており、最近では、請求すれば、公共工事のみならず民間工事でも証紙を貼る企業が増えています。

### 電子申請方式がスタート

現行の証紙貼付方式の他に、2021年3月から電子申請方式が追加されました(予め購入した退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当)。詳しいことは、組合にお問い合わせください。



建退共通用工事  
現場で働く方は、建物立ち上げ時に加入していれば、掛金を電子申請方式により納付しています。



この工事現場は、建退共の掛金を電子申請方式により納付しています。

## 一人親方も退職金を掛けられます

### 個人でも任意で加入できます

町場や一人親方も自分で掛金を払うことで、退職金が支給されます。「長期にかける老後の備え」には最適な退職金制度です。

### 退職金を請求できるのは

退職金は、労働者が建設業で働かなくなったとき請求、受け取れます。また、①労働者・職人から建設の事業主になったり、②建設関係以外の事業主に雇われた、③病気やケガで建設業で働けなくなった、④55歳以上になって仕事をしなくなった、⑤亡くなったときなどに労働者は請求できます。(掛金納付実績が12月以上(1か月21日換算)が必要です。)

退職金制度を利用しよう!



### 加入するには、加入すると

事業主・親方が、労働者・職人のために掛金を払う「事務組合」方式と、一人親方が自分で掛金を払う「任意組合」方式があります。組合にご相談ください。

初めての手帳には、50日分の掛金が免除されます。加入した事業所は、公共工事では工事代金への掛金(証紙代金)積算、経営審査事項・入札参加資格への評価加点、また、事業所が払い込む掛金(共済証紙代)は、法人の場合は損金、個人事業の場合は必要経費として全額損金になります。

納付月数	掛金総額	退職金額
12月(1年)	80,640円	24,192円
60月(5年)	403,200円	414,087円
120月(10年)	806,400円	893,559円
240月(20年)	1,612,800円	1,933,479円
360月(30年)	2,419,200円	3,038,919円
480月(40年)	3,225,600円	4,268,007円

※この退職金表は、2021年10月以降に加入し、現行の利回り1.3%・掛金日額320円での概算。  
※退職金支給額は、21日分を1カ月とみなして計算した場合。  
※納付月数が12月以上24月未満の退職金は、掛金納付額の3~5割程度の額となります。

# 建設現場に、働くもののルール確立めざして

## 法令遵守は当たり前、安全安心の建設業へ

東京土建は仲間の声と力を合わせて、法整備、行政指導の強化、現場の労働環境改善、または個別のトラブル解決へ向けて、国や各自治体、ゼネコン・ハウスメーカー、デベロッパーへと交渉を繰り返しています。

対等な契約と建設業法遵守、労働基準法・労災保険適用、労働安全衛生法を現場で守らせるために現場の外からと内側からの働きかけで求めています。

通知があれば直接現場へ訪問し、法違反の是正を求めています。

### 春・秋の大手企業交渉で賃金引上げ、労働環境改善を要求

毎年4月と10月に、鹿島・大成など大手ゼネコン、長谷工・戸田などの中堅ゼネコン、ダイワ・積水などのハウスメーカー計40社と交渉を行なっています。下請けに従事する仲間の賃金・単価引上げや、工期、安全衛生、元請社員によるパワハラなど現場で起きる様々な問題の改善・解決を求めています。

コロナ禍においては、現場の感染防止対策の徹底、クラスター発生による現場休工時の休業補償実施など、仲間の声に基づいた具体的な交渉で、数々の成果を勝ち取ってきました。

LINEによる情報集約も行なっています。ぜひ現場の声をお寄せください。

建設業法第41条  
元請の立替払い  
賃金確保法  
国の立替払い



大手ゼネコンとの交渉



LINE公式  
アカウント

現場の  
情報はこちら

### 元請と交渉し代金不払いを解決

ゼネコン現場に3次下請けとして入場した板橋支部の福本幸夫さん。上位業者の破産によって2,856万円の不払い被害を受けました。

東京土建PAL会員だった板橋さんは、支部に相談。元請が管理義務を果たさずに被害を招いた実態が明らかになりました。

国交省にも相談し、元請責任について根拠を示しながら強く追求していくことで、1,750万円を元請に支払わせて解決することができました。



#### 被害者談

諦めようと思ったが、東京土建に  
激励されがんばることができました。  
もし東京土建がいないければ  
潰れていたかもしれない、と思うと  
ぞっとしました。

板橋PAL会員  
福本さん

### 大手ゼネコンT社員による パワハラを告発。是正させました。

としまえん跡地のハリーポッター施設建設現場において、元請の現場監督(派遣社員)から「つぶすぞ、汚い顔」など耳を疑うような暴言を浴びせられたという声が寄せられました。東京土建を通して企業交渉で取り上げ、調査の結果T社はその事実を認め、謝罪のうえで再発防止の具体的な対策を約束しました。

仲間の声は、スーパーゼネコンをも動かします。

「おかしな」ことは改善を



現場の声を聞き取り

# 地域住民の住宅改善要求に応える活動です

## 一般社団法人リフォームパートナー協議会 (RECACO) を設立し支援

国は、一定の要件を満たしたリフォーム事業者団体を登録し、消費者保護とリフォーム事業者の発展を目的とした「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を策定しました。

東京土建は地域の事業者の職域を守るため、「一般社団法人リフォームパートナー協議会」(通称RECACO)を設立、2016年2月に国土交通省の登録団体となりました。このとりくみは大きく2つのポイントがあります。

1つは、大手に負けない提案力や接客マナーなどを高めて、地域にさらに信頼されるリフォーム事業者をみざすこと。施工技術向上や新しい建材への対応力を高め、消費者のニーズに適切に応えられる事業者をみざすことです。

2つ目は、地域に根差した地元の未加入業者に組合加入を呼びかけるツールとすること。東京土建の活動実績・地域との信頼関係に確信を持って、呼びかけていきます。

### RECACOに入るとこんなメリットが!

#### 国が認めた優良団体の構成員として 営業ができます!

リカコに加入すると、国土交通省のロゴマークを名刺やチラシ、見積書などに印刷することができ、お客様に国が認めた優良団体の会員として営業することができます。実際にリカコ会員である事をPRして仕事を受注した仲間もいます。

#### 仕事に役立つ講習会を開催!

リフォーム産業の情勢や営業マナーなど基本的な講習から、施工部分ごとに分かれた専門的な技術講習など仕事に役立つ講習を開催しています。

#### リフォーム瑕疵保険の保険料割引があります

リフォーム瑕疵保険は万が一の瑕疵(かし)について保険でカバーするものです。リフォーム工事の完了時に完了検査があり、第三者の確認が入るのでお客様も安心します。リカコは住宅保証機構(株)の団体認定を取得しており、リカコ会員であれば「まもりすまいリフォーム保険」の保険料が通常より割引されます。また、一定の条件を満たせば完了検査を自主検査にすることができ、検査料がお安くなります。

#### その他のサービスも充実!

労金リフォームローンを紹介しています。

#### ミドリ安全の商品割引

リカコ会員専用サイトから購入で特別価格

### 災害復旧に仕事で貢献

組合は東京都と災害時応急修理協定締結。災害に伴う被災住宅の応急修理に関して仕事として請け負います。

#### 応急修理の流れ(想定)

災害発生→被災→被災者が区市町村へ相談→東京都・組合が登録修理業者を提示→被災者から見積もり依頼→区市町村へ見積書提出→都(区市町村)承認・修理依頼→応急修理

#### 登録要件

- ①災害時における被災住宅の応急修理を請け負える事業者。
  - ②まちの救助隊・チームNAMAZUに登録している(する)こと。
  - ③労災保険(現場労災・末尾5番)、事業主特別加入、または一人親方労災に加入している。
  - ④CCUSに登録していること。
- \*応急修理費用は災害救助法で規定されています。詳細は問い合わせください。



住宅保証機構

#### 登録できる事業者の資格要件

- [1] 建設業の許可がある事業者
  - [2] 建築士、建築施行管理技士が在籍する事業者
  - [3] 国交省が定める国家資格者が常勤している事業者
  - [4] 上記3点が該当しない場合は下記審査の上、義務講習受講・修了した事業者
- ①増改築相談員(もしくは国家資格に準ずる民間資格者)が在籍している場合
- 増改築相談員等の資格証のコピー
  - 見積書のコピー・施工写真
  - ※写真がない場合は現場審査の実施
- ②上記①以外の事業所
- 見積書のコピー及び現場審査
  - 工事請負契約書又は注文書・請け書のコピー
  - 決算書(法人)確定申告書(個人)のコピー(直近3年分)
  - 確定申告書は「営業」または「その他の事業」で申告したもの

組合員なら  
年会費・入会費で  
年13,000円!

#### 大工職の応急木造仮設住宅労働者 供給事業(全木協東京)

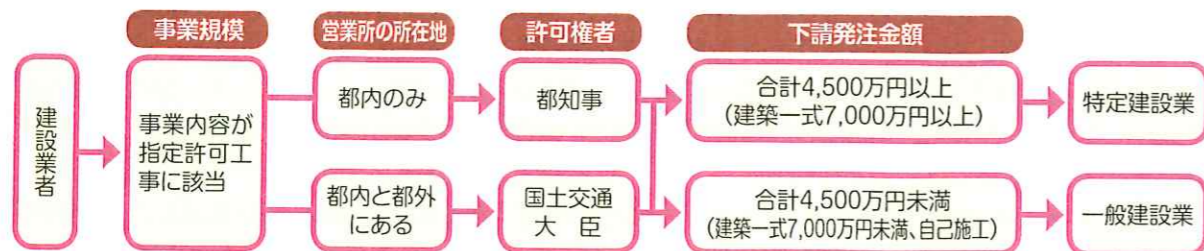
2019年の台風被害で長野県にて応急仮設木造住宅建設55戸を完成させました。

この事業は発災後、住宅建設が決定され次第、すぐに仕事に取りかかり、基本はひと月以内に引き渡すとしています。  
\*労働条件等はその都度お示しますが、建設キャリアアップ(CCUS)技能者登録を推進します。原則として、技能者登録によるレベル別賃金額が支払賃金のベースとなります。また、手持ち道具は持ち込みとなります。

登録に関する件と詳細は仕事対策部まで。

### 建設業許可区分の判断基準

許可区分は事業規模により知事と大臣許可があります。下請への発注規模により特定と一般建設業があります。



### 建設業許可

#### ●許可の必要な方

建設業法では、(1)建築一式工事以外は500万円未満(税込)、(2)建築一式工事は、①1件の請負代金が1500万円未満(税込)の工事、②請負代金の額にかかわらず木造住宅で延べ面積が150㎡(約45坪)未満の工事のいずれかに該当する工事は「許可を受けなくてもできる軽微な工事」とされています。それ以上の金額の工事は許可業者でなければ工事をおこなうことはできません。

2020年10月以降、建設業法改正により社会保険(健康保険、年金保険、雇用保険)の適切な加入が許可要件となりました。土建国保に加入して年金事務所で適用除外承認を受けている等を除いて、社会保険に加入していない場合、建設業許可を受けることはできません。

東京土建では許可・経審のご相談や許可要件となる社会保険加入について詳しくご相談にのっています。

#### ●許可申請の区分

- 1) 都内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする者は、東京都知事の許可。
- 2) 他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする者は、国土大臣の許可を受けなければなりません。

#### ●許可の要件

建設業許可では主に次のような条件が必要です。

①主たる営業所に「経営業務の管理責任者(主として建設業に関し5年以上)」を常勤役員等として置くこと、又は建設業に関する「経営体制(常勤役員等及びこれを直接に補佐する者)」を備え常勤として置くこと、②専任技術者が営業所ごとに常勤していること、③請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることなど、厳しい基準を満たし、それを証明する必要があります。

また、専任の技術者は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、(イ)10年以上の実務経験を有する者、(ロ)主に国が指定する資格を有している者など、要件が詳細に分類されており、常勤性とあわせ証明することになります。

### 産業廃棄物

産業廃棄物を処理するには ①解体、収集運搬、中間処分業者・最終処分業者との基本契約書、②マニフェストカードの発行に加え、適正処理施設への処理が必要です。



産廃収集運搬車のプレート(見本)

産業廃棄物を運搬する場合は、自己運搬以外はすべて「収集運搬許可」(積むところとおろすところの自治体の許可)が必要です。自社運搬の場合でも車両の両側に「収集運搬車」の表示と規定書類の搭載が義務づけられています。マグネットプレートや書類については各支部にお申し込みください。

### 解体工事業者登録

建設リサイクル法では元請・下請を問わず解体工事を業としておこなう場合、解体工事業者登録が義務づけられています。登録しないと解体工事の規模の大・小(金額)に関わらず解体工事ができません。2016年6月より建設業許可の業種に解体工事業が加わりましたが、この登録制度は継続されます。

ただし、建設業許可で土木、建築、解体工事業の許可を持っている事業所は必要ありません。東京だけでなく、千葉・埼玉・神奈川についても組合にご相談ください。

### 電気工事登録・建築士事務所登録・入札等

電気工事業の登録や届出、建築士事務所手続き、経営事項の審査・入札等いろいろと組合にご相談ください。



## 労働者供給事業

就労先の確保(仕事確保)は組合だから出来る!  
労働協約の取り交わしで、低賃金を排除!  
適切な労働条件で雇用を確保します!

### 労働者供給事業

建設産業において、「労働者の派遣」は禁止されています。その理由は、危険な作業が伴うことはもとより、中間搾取(ピンハネ)などを防止するためです。

労働者供給事業は供給先事業所と労働組合(東京土建)が労働協約を結び、賃金や労働条件などについて明確にして、その条件のもとで労働者を供給しています。したがって、供給先事業所と労働者(組合員)が直接雇用契約を結びます。

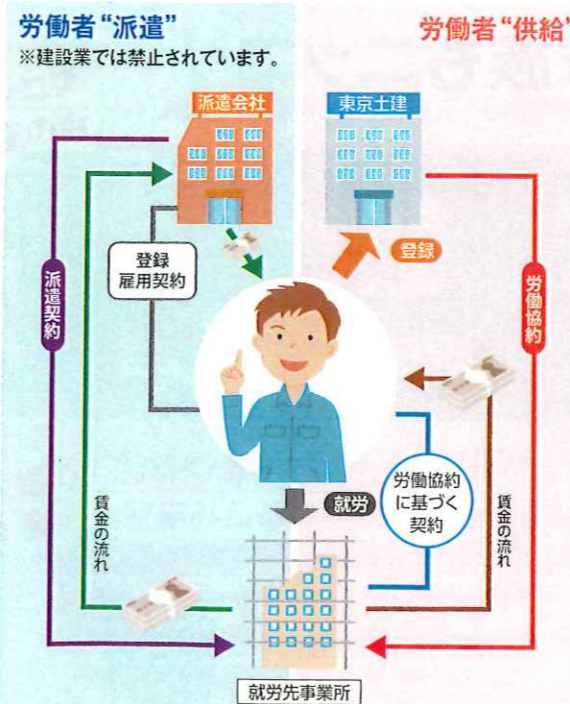
## 厚生労働省 認可

組合員だけが登録できる労働者供給事業とは

- \*事業所の直接雇用
- \*適切な賃金
- \*労災など福利厚生も会社負担
- \*交通費も支給
- \*残業代も支給



## こんな に違つ 供給事業のメリット



労働者供給事業は、職業安定法(以下・職安法)45条(労働者供給事業の許可)で「労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる」とした規定に基づき、厚労大臣の許可を得て運営しています。

#### STEP 1

所属支部へ来所して、仮登録用紙を記入し、申込みをする

#### STEP 2

本部で開催される本登録説明会に参加し、本登録する

#### STEP 3

供給案内のメールを待ち、働ける内容であれば電話またはメールで支部へ申し込む

#### STEP 4

企業からの電話で雇用内容を確認し、就業する現場で雇用契約書を交わす

# 11万人のスケールメリット

## 組合に加入して豊かなライフスタイルを提供します

どけん共済会は、組合員とご家族のみなさんの暮らしを守り、11万人のスケールメリットを活かした生活支援事業・活動を行っています。

### 家庭用常備薬



かぜ薬、胃腸薬、外用薬など家庭に欠かせないものです。家庭用常備薬を、年2回割安な価格で提供しています。

### 自動車の販売・リース

建設業界でクルマは必需品です。組合では、各社と契約し、組合員に特別割引価格で商用車・トラックなどを斡旋しています。

### アフラックのオリジナルがん保険

**団体割引で安い掛金  
アスベストによるがんも保障する  
オリジナルプラン!!**

(引受保険会社 アフラック生命保険株式会社)

お問い合わせ代理店

トータル保険サービス : 0120-35-5195  
サリージョイスジャパン : 0120-30-5660

### お中元・お歳暮

お中元、お歳暮の贈答品、また自宅用として丸大ハムを紹介しています。通常価格の30%割引です。

### 労働金庫の融資制度

#### ■各種の融資で仲間の暮らしを支援

中央労働金庫(中央ろうきん)は、私たちが融資して作った働く者の金融機関です。住宅や教育、マイカーなど、暮らしの資金作りに役立っています。

### 組合員向け情報誌 D-Life

季刊冊子  
D-LIFEでも、  
登録店を  
紹介しています。  
(年3回発行)



## 特典いっぱい、家族もニッコリ

組合員・主婦の会会員に「どけんファミリーカード」を発行しています。カードを提携施設や店舗で提示すると、割引で利用できます。現在、動物園・遊園地・自動車教習所・健康ランド・スキー場・ホテル(要予約)・レンタカー(要予約)などをはじめ、地元の商店・飲食店でも利用できます。詳しくはどけん共済会のホームページをご覧ください。



どけんファミリーカード見本▲



どけんファミリーカード  
提携店用シール見本▲

登録店どんどん  
増えています。  
現在約**765**店

登録店は、共済会のホームページを要チェック

どけんファミリーカード

携帯・スマホからは ⇒



### 青年部

#### 青年部には魅力がいっぱい

キャンプ、スキースノーのレクリエーション。資格講習の助成金。復興支援、木工教室の地域活動など。現場ごとにバラバラだけど青年部には建設産業で働く同世代の仲間がいっぱいいます。



学習会で申請もサポート(足立支部)

若い仲間がいっぱい! 東京土建をもっと大きく!

部会後の拡大成功に向けた交流会(杉並支部)



MEET・MEATサミット

仕事も遊びもつながれる!

仲間から家族まで! 交流が進みます

仲間との付き合いは家族同士の付き合いに発展します!

## 資格取得でスキルアップ 資格チャレンジ助成金 「青年部 チャレ助」

### 後継者育成

青年部員を対象にした資格講習助成制度が「チャレ助」です。青年部は30歳以下(支部により異なる場合もあり)の青年組合員が技術研修センターや支部で受講した講習に対して3,000円~を補助。

### 事業者分会

あなたの一生懸命を応援します

会社ごとにグループをつくり運営しています

東京土建には多くの法人事業所が加入しています。支部では、この事業所(会社)のみなさんを中心に事業所分会をつくり、いろいろな活動や行事をおこなっています。業種を超えたつながりは会社にも、そこで働く従業員・家族にもかけがえないものになっています。



### シニア友の会

いつまでも若々しく元気に! 65歳以上の仲間の集まりです

最大の魅力は仲間です

シニア友の会は、高齢者の交流の場・要求実現の砦として2002年7月に発足しました。仲間との語りや高齢者のもつ様々な要求実現にむけて活動しています。また、地域でのボランティア活動や木工教室の活動などには地域からの期待も大きく高齢者の果たす役割や活動の場が確実に広がっています。



駅頭署名行動(西部ブロック)

### 主婦の会

明るく・楽しく・元気よく そして美しく!  
家族みんなに笑顔をお届けます

主婦の会は、楽しい活動をとおして  
多くの友達と新しい自分に出会う場所です

食べよう 飲もう 歌おう  
食事会、新年会、忘年会...

趣味を広げよう  
陶芸、手芸、観物...

でかけよう 遊ぼう  
ハイキング、お花見...

あなたも明るく  
元気にイキイキと!



後継者交流会では多くの仲間が楽しく交流

## 引き続き被災地への支援を

「被災地支援はまだ必要」

東日本大震災から13年が経ちましたが、被災地の復興が整ったとはなっていません。

東京土建では現在も複数の支部で、被災地の「環境保全活動」としての支援や、東日本大震災の経験・教訓への学習活動をすすめています。



杉並支部 復興支援

## まちの救助隊と災害時協定締結 39自治体と

東京土建は、まちの減災防災活動の支援として「まちの救助隊」を結成しています。都内39の自治体と災害時協定も締結しています。



救出訓練の様子

## 東京土建の無料人材紹介所事業

東京土建一般労働組合が運営する無料人材紹介所は、建設業で長く安定した雇用で働きたい求職者と、社会保険・労働保険を完備した労働条件が整備された事業所をつなぐ紹介所です。



## 住まいの相談センター・東京土建設計者の会

東京土建では、住民にとって身近で安心できる住まいの相談をおこなっています。36支部すべての会員が登録されています。あなたもぜひ所属支部の住宅センターに加入してください。

また、設計者の会を支部単位で設立をめざしています(すでに9支部で活動開始しています)。工務店・大工さんとの共同、住民の相談、長期優良住宅、マンション大規模リフォームの相談などを手がけています。なお技能向上や法改正への対応の勉強会などおこなっています。あなたもぜひ会員登録をお願いします。

## 住宅瑕疵担保責任保険

(組合事務所でご相談ください)

●着工前に保険加入手続きを済ませないと1件2,000万円の供託金が課せられます。

東京土建では、住宅保証機構(株)『まもりすまい保険』の相談が可能です。申し込み方法や内容につきましては、支部にご相談ください。

保険料(中小企業コース)例

2階建木造一戸建て120㎡未満の場合で…45,970円  
別途現場検査2回24,440円必要です。

## 新築住宅に保険加入が義務

●保険の対象となる範囲

住宅品質確保法で定められた、構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分について保険の対象となります。



## リフォーム瑕疵保険

リフォーム瑕疵保険は法律上は任意加入ですが、大手リフォーム会社や住宅メーカーの多くが加入しています。リフォーム工事受注の際に、当保険加入でお客様に安心を与えると同時にクレーム対策としても有効です。東京土建の組合員の場合、住宅保証機構(株)のまもりすまいリフォーム保険への申込みとなります。

# ※1 3保険の加入について…組合へ聞いてみよう!!

## 「現場入場に厚生年金等が必要??」編

※1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険

社会保険未加入対策は2017年3月末に期限を迎えました。組合が行っている日連建1次・2次下請業者訪問では、「再下請業者の中には実態は労働者なのに一人親方にされている人がいるのではないか」という声もあります。労働者の年金権が適正な手続きで保障されるように、組合は元請・上位業者に対して、下請業者からの法定福利費(3保険等の保険料の事業主負担分)の請求を認めるとともに、最終下請業者まで法定福利費が支払われることを求めています。



※2 建設業許可の取得要件はP25を参照

A工業の職人、厚生年金が未加入だね このままだと現場入場がでなくなるよ!

建設業許可※2も取得した方がいいね 建設業許可がないと、この先仕事まわせなくなるかも…

労働者を7人雇用 厚生年金・雇用保険未加入オレは専門工事業者だから500万円を超える工事を行っているよ 建設業許可が必要って言われた

そいつは大変だ! すぐ支部の書記さんに連絡してやるよ!

群の役員

A工業の事業主

(株)B工業の部長

ひえ…

群長さんから連絡をいただいています

A工業さんは専門工事業者なので500万円以上の請負が発生すると建設業許可が必要になります

法人と従業員5人以上の個人事業所は3保険の加入が義務です 労働者が5人未満の個人事業所でも雇用保険の加入が義務です

上位業者には法定福利費をきちんと請求することが必要です

許可を取得した方がいいですね

書記

そーだなー若い者のためにも…



# 不安解消へ

健康保険や厚生年金、雇用保険の保険料には事業主負担分(法定福利費)があります。上位業者へ事業主負担分の支払いを求め獲得していかなければ経営は厳しい状態となる可能性があります。法定福利費を請求する・支払われることを業界の常識にしましょう。

**元請から職人を加入させて言われたんだけど… どうしたらいいかわからないんだ**

①厚生年金や雇用保険の事業主負担分が苦しくなるな  
②どうやって法定福利費を算出するの?

厚生年金・雇用保険の加入に必要な書類がいくつかありますのでご準備をお願いします

①大手企業交渉では多くのゼネコンが法定福利費を支払うと言ってますよ  
②法定福利費の計算は組合の計算シートを活用すれば難しくありませんよ

**土建国保は従業員本人が全額負担だよな…**

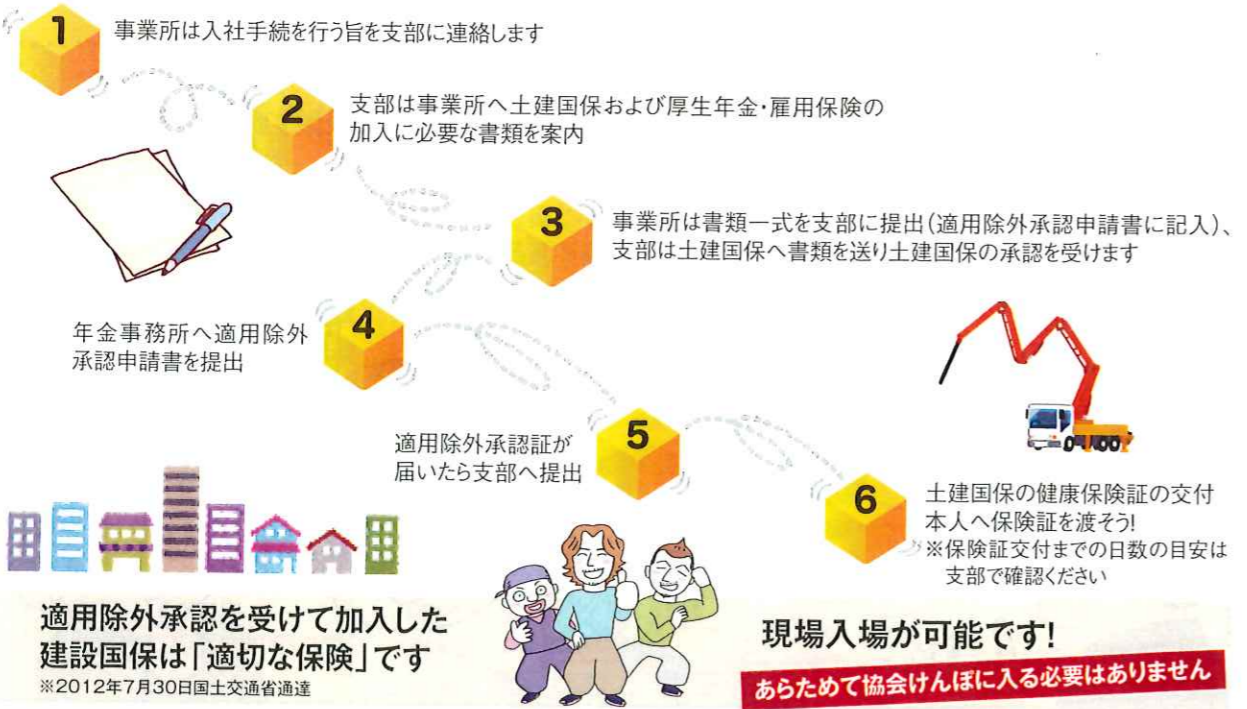
組合の仲間では、土建国保の保険料の半額相当を、賃金の上乗せとして負担している事業所もありますし、元請の中には上乗せ分を認めて支払っている企業もあります

**すべてのゼネコンや上位業者が費用負担してくれれば経営は楽になるのに…**

そのためにも請求運動は重要です。その際、法定福利費の根拠を示して請求することが必要です。根拠がなければ支払いを否認する企業はあります

## 健保適用除外制度※の実務実践

※健保適用除外とは、法人や従業員5人以上の個人事業所において健康保険(協会けんぽ等)の適用を除外し、土建国保と厚生年金の組み合わせを可能にする制度



# 法定福利費計算に挑戦

同業者に話を聞くと法定福利費をもらっている業者とそうでない業者がいることが分かった何が違ったのかな…

もらえた業者は賃金から算出したとか…もらえていない業者は適当な金額を計上したって話していた

見積書に根拠に基づく法定福利費を載せていないと考えられますね

上位業者にも予算がありますから契約前に根拠ある法定福利費を計上しておかないと請求時には認めてくれないでしょう

根拠あると言っているけど「何の根拠」なの?

予算は分かるけど工事前に法定福利費を見積もりに計上できないよ

例えばですけどこれから行う工事は何人工くらいかかりそうですか? また、一人当たりの労務費は?

そうだね…稼働日数で50日はかかるかな1日4人は入るから200人工、ひとり1日20,000円だね

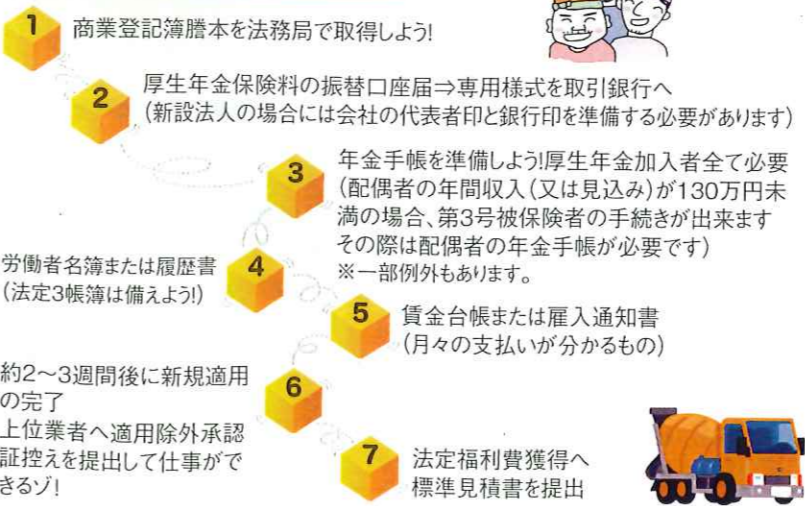
この工事の労務費は200人工×20,000円で400万円になりますよね。これに法定福利費(事業主負担分15.2% 608,000円)と安全経費を含めた費用を(株)B工業へ請求する必要がありますね

えっ…正確に計算しないと赤字になってしまうね。本当に怖いねところで、どうやって見積書に載せればいいのか? 同業者で断られたって話もあるからさあ

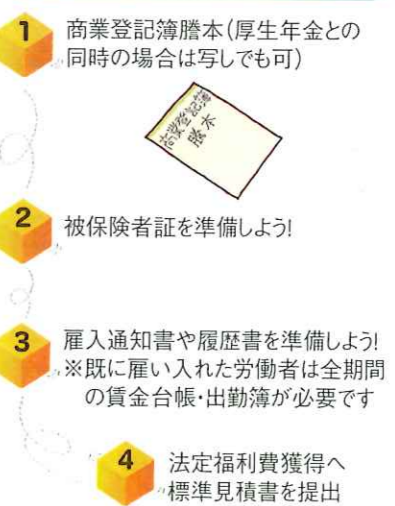
各工事業団体で「標準見積書」を作っていますよ。組合でも、見積書のひな形を用意しています。法定福利費を正しく見積計上したのに上位業者が認めない場合、国土交通省は「建設業法違反になる可能性がある。」と言っています。もしそんなことがあったら組合に相談してください

わかった、計算して出してみるよ

## 厚生年金新規適用の実務実践



## 雇用保険新規適用の実務編



# 根拠をもって上位業者へ請求・要求へ



## その他の事務

- 1月** 特例納付を提出した事業所は源泉所得税納付(1/20)、自治体に給与支払報告書提出  
毎月20日頃に、年金事務所から事業所へ「保険料納入告知額通知書」または「保険料納入告知書」が送付され保険料が指定の口座から引落しされます
- 2月** ※経営事項審査の変更は1年7カ月。準備はお早めに
- 3月** 土建国保の保険証の交付
- 4月** 労災保険・雇用保険の年度更新  
※元請工事実績の整理、労働者の賃金台帳が必要になります  
※労働者の1年間の賃金台帳。雇用保険料の支払い  
春の大手企業交渉
- 5月** ※建設業許可の決算変更は事業年度終了から4カ月以内となります  
※建設業許可は5年間有効です。許可の有効期間の満了日の30日前までに手続きが必要です
- 6月** ※決算月から2カ月以内に株主総会開催  
※決算月から2カ月以内に消費税納付  
※決算確定後2カ月以内に特別徴収・住民税第1期納付(8月、10月、1月の計3回)と天引き開始
- 7月** 厚生年金算定基礎届  
特例納付を行う事業所は源泉所得税を納付(7/10)
- 8月** 厚生年金保険料決定通知書が年金事務所より送付され、1年間の保険料が決定されます
- 9月** ※固定的な給与が変更される際は厚生年金の月額変更を行う必要があります。変更から3カ月後に届出を行う
- 10月** 秋の大手企業交渉
- 12月** 源泉所得税の年末調整、扶養控除等申告書を事業所へ提出  
※法人税中間納付  
※産業廃棄物許可は5年間有効です。更新月の3カ月前から更新手続きが出来ます  
※電気工事登録は5年間有効となります。更新準備はお早めに  
※建築士事務所登録は5年間有効となります。更新準備はお早めに  
※年金事務所による調査は厚生年金算定基礎届の時期に限らず通年で行われています  
※支部によって取り扱っていない業務もあります

# 東京土建一般労働組合綱領

東京土建一般労働組合は、戦前のたたかひの伝統をひきつぎ、建設労働者の生活と社会的地位の向上のため結成以来一貫してたたかひを進め、同時に大衆的、民主的、階級的労働組合の建設を掲げ奮闘してきた。

団結した力をもたなかった建設労働者は長い間、劣悪な条件のもとで労働を強いられ、その社会的役割にふさわしい処遇を得ることができなかった。

組合は結成直後に労務物資の獲得、税金闘争にとり組み、50年代には日雇健保とけい肺法を制定させた。60年代には協定賃金運動を前進させ、集団申告、日雇健保擬制適用廃止反対に取り組んだ。70年代には国保組合設立・補助金増額のたたかひ、住宅デー運動を開始した。80年代には臨調行革政治とたたかひ、大手企業交渉を開始、消費税導入に反対した。その後、建設国保の10割給付を守るたたかひ、生活防衛闘争、地域建設業振興、東京建築カレッジ開校、どけん共済会設立などに取り組んだ。

組合はこのたたかひの中で、組合員の要求を基礎に、地域から大衆的に闘いを発展させてきた。  
組合は、資本・国家権力からの独立、政党からの独立を堅持し、特定政党支持の立場をとらず、組合の自主性を確立し、組合の統一と団結を礎のように大切にしてきた。そして組合員の政党支持、政治活動の自由を守ってきた。同時に、要求と政策の一致する政党・議員とは、その実現のためにともにたたかう。そして組合の拡大強化をたたかひと車の両輪のように追求し、基礎組織を確立して組合民主主義を強化してきた。

組合は、運動の総括を重視し、「たたかひで学び、学んでたたかう」実践的な教育学習活動を行ってきた。  
大企業への利益奉仕と日米同盟に基づく国づくりが政治・経済・軍事などのあらゆる場面で進められ、日本は世界でも際立ったルールなき資本主義国になっている。その上、長い歴史的たたかひによって築き上げてきた平和と民主主義、社会保障と基本的人権、労働基本権などを破壊する政府・財界の攻撃が強まっている。

建設産業では政府・財界の大手建設・住宅資本優先の産業再編が進められ、低賃金・低単価の押し付けをはじめ、その痛みはすべて労働者と中小建設業者に押し付けられている。

大企業本位の政治・経済のしくみのもとで生まれている貧困と格差、社会的危機を解消し、平和と民主主義を守るためにも国民本位の政治・経済の民主的変革や国政の革新が求められている。

日本国憲法の平和主義と基本的人権、国民生活向上に向けた国民諸階層のたたかひの統一と団結こそ、要求実現と国政革新の力である。われわれは思想、信条の違いを超え、広範な国民諸階層の共同した運動の形成と発展に努める。

われわれは、労働組合が国民諸階層の運動の先頭に立ち、統一と団結の中心をはたすよう、労働者の一致した要求に基づく共同行動を、全国と地域ですすめる。建設労働運動の全国・地域での共同と発展に努める。

- 1 われわれは、賃金・労働条件の改善と建設労働者の権利確立のために、全国・地域・分野における労働協約の締結をめざしたたかう。
- 2 われわれは、建設労働者の役割にふさわしい安定した生活と後継者を育成できる賃金の獲得をめざしてたたかう。  
また、安定した雇用と失業にたいする保障、労働関係法規の完全実施と改善、退職金など労働条件の改善と確立、全国一律最低賃金制、週40時間労働制確立のためにたたかう。
- 3 われわれは、職業病の根絶、現場の労働安全と労働衛生、労災補償の徹底と拡充を要求してたたかう。
- 4 われわれは、政府・財界が進める大企業本位の国土開発計画、土地・住宅政策を国民本位に転換させ、すべての国民に「健康で文化的な生活がいとなめる住宅」の保障をめざしてたたかう。  
また、大資本の町場市場進出に反対し、住民本位のまちづくりを通じ、建設労働者・職人・中小建設業者の仕事と職域確保をめざしてたたかう。
- 5 われわれは、日本の気候風土につかわれた建設技術技能の継承と発展に努力し、国民の生活文化の向上に貢献する建設技術技能の向上と後継者の育成につとめる。  
政府、使用者団体が費用を負担する建設産業全体の技能育成訓練制度の確立をめざす。
- 6 われわれは、建設労働者の命の綱「土建国保」を守り、国民が安心してかかれる医療制度の拡充を求めると同時に、年金、介護、福祉等の社会保障制度が「健康で文化的な国民生活を営める」権利である生存権として、真の社会保障の実現をめざしてたたかう。
- 7 われわれは、消費税をはじめとする大衆増税に反対し、最低生活費非課税、応能負担原則の税制をめざしてたたかう。  
また、財政・税制および税務行政を国民本位に変革するためにたたかう。
- 8 われわれは、建設労働者のくらしと健康を守る活動や仲間の助け合い・共済活動をすすめて、自主的な「組合の生活保障制度」の確立など福利厚生と福祉の向上・発展のために活動する。  
また、健全な文化・教養・スポーツ・レクリエーションなど文化活動をすすめて、建設労働者の自主的な文化の発展と創造のために活動する。
- 9 われわれは、建設労働者の仕事と暮らしに根ざした共通の要求を土台に団結し、その要求を実現するために、産業別個人加盟の居住地組織としての機能をいっそう発展させ、階級的自覚を高める教育・学習につとめる。  
また、これらのたたかひのなかで建設産業の全分野で組合員を増やし、首都の建設労働者の多数派を組織する強大な東京土建の建設につとめる。このことを通じて、首都における建設労働者のたたかひの発展と労働運動の大衆的民主的階級的強化をめざす。

(1983年第36回大会で決定)  
(2007年3月19日第60回大会で改定)  
(2019年3月18日第72回大会で改定)